

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月11日

【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 菅野 暁

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 三木谷 正直

【電話番号】 03-6774-5100

**【届出の対象とした募集内国投資信託 D I A M高金利通貨ファンド
受益証券に係るファンドの名称】**

**【届出の対象とした募集内国投資信託 1,000億円を上限とします。
受益証券の金額】**

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

D I A M高金利通貨ファンド

また、愛称として「通貨セレクション」という名称を用いる場合があります。

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（但し、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されません。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

(5) 【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24% (税抜3.0%) を上限として、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
販売会社によっては、各種の手数料優遇措置が適用される場合があります。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。
当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：平成30年7月12日から平成31年1月11日まで(注)

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ロンドンの銀行、またはルクセンブルグの銀行の休業日に該当する日(以下「海外休業日」という場合があります。)には、お申込みの受付を行いません。

(注) 繰上償還(信託終了)が決定した場合には、購入の申込期間は平成30年8月23日までとなります。繰上償還(信託終了)については(12)その他をご参照ください。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

- ・株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

また、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

< 繰上償還（信託終了）の予定について >

当ファンドは、信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）するための手続きを行います。

1. 繰上償還（信託終了）を行う理由

当ファンドは平成19年12月27日に設定し、インカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ってまいりました。しかしながら、当ファンドが投資対象とする投資信託証券であるルクセンブルグ籍外国投資信託（以下、「投資対象ファンド」といいます。）の運用会社から、投資環境の変化により、投資対象ファンドの投資ガイドラインに則った運用の継続が困難であるとの見解を得ました。これをうけ、委託会社では、昨今の投資環境や投資対象ファンドの運用状況等を勘案し、当ファンドの信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難になっていると考え、このまま運用を継続するよりも、当ファンドを繰上償還することが受益者のみなさまにとって有利であると判断いたしました。

2. 繰上償還(信託終了)の日程

受益者の確定日	平成30年7月13日
書面による議決権の行使期限	平成30年8月13日まで
書面決議の日(繰上償還(信託終了)の可否が決定される日)	平成30年8月14日
繰上償還(信託終了)予定日	平成30年9月13日

3. 書面による決議(書面決議)について

- ・書面による議決権の行使については、平成30年7月13日現在の受益者の皆さまを対象としております。平成30年7月14日以降に取得された受益権口数(平成30年7月12日以降に取得申込みをされた受益権口数)は書面決議の手続きの対象とはなりませんので、ご了承ください。
- ・書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。また、書面決議において否決された場合には、当ファンドの繰上償還(信託終了)は行いません。

書面決議の結果は、平成30年8月14日(書面決議の日)以降、委託会社のホームページ(<http://www.am-one.co.jp/>)でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、インカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

当ファンドは、契約型追加型投資信託のうち、ファンド・オブ・ファンズに属します。

当ファンドの信託金限度額は、5,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの特色

円建ての外国籍投資信託である「DIAMマルチカレンシーファンド(JPY)クラスF」および円建ての国内籍投資信託である「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」を通じて、為替予約取引を活用する他、短期金融商品、国内債券等に投資します。

- ◆「DIAMマルチカレンシーファンド(JPY)クラスF」および「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」への投資比率は、通常の状態においては「DIAMマルチカレンシーファンド(JPY)クラスF」への投資を中心とします(注)が、各投資信託証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資信託証券の収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案の上決定することを基本とします。

(注) 通常の状態においては「DIAMマルチカレンシーファンド(JPY)クラスF」への投資比率は概ね90%以上をめどとします。

- ◆投資信託証券の相入比率は、原則として高位を保ちます。



1 世界の中で相対的に高い短期金利収入(インカムゲイン)の獲得と、中長期的な信託財産の成長をめざします。

- 相対的に金利の高い通貨を選定し、当該国(*)の短期金利の獲得を狙います。
- 短期金利上昇によるインカムゲインの増加も期待できます。
- 通貨配分は均等とすることを基本とします(**)。
- 主としてアセットマネジメントOne インターナショナル・リミテッドが運用する外国投資信託に投資を行います。外国投資信託では、主に為替予約取引(NDFを含みます)を活用し、短期債券等にも投資します。

(*) 当初組入時においてBB-/Ba3以上の信用格付が付与されている国を対象とします。格付機関は、S&P社またはMoody's社とし、両社が格付を付与している場合にはどちらか高いほうを格付の基準とします。

(**) ファンダメンタルズ、為替予約取引の流動性や市場規模、投資規制などを勘案し、投資比率を決定します。したがって均等としない場合があります。



2 投資対象国通貨が対円で高くなる場合(円安)には、為替益(キャピタルゲイン)の獲得も期待できます。

- 投資対象には、今後通貨の切り上げが期待される新興国(*)通貨を含みます。
- 通貨分散を行うことで、単一通貨に投資する場合に比べ、リスクの低減が期待できます。
- 実質組入外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

(*) 新興国とは、経済が発展段階にあり今後さらに経済成長が期待される国々あるいは地域をいいます。



3 毎月決算を行い、分配を行います。

- 毎月11日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として利子配当等収益を中心に分配を行います。
- 毎年4月、10月の決算日には、利子配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額から分配を行います。

収益分配のイメージ図



- ・ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

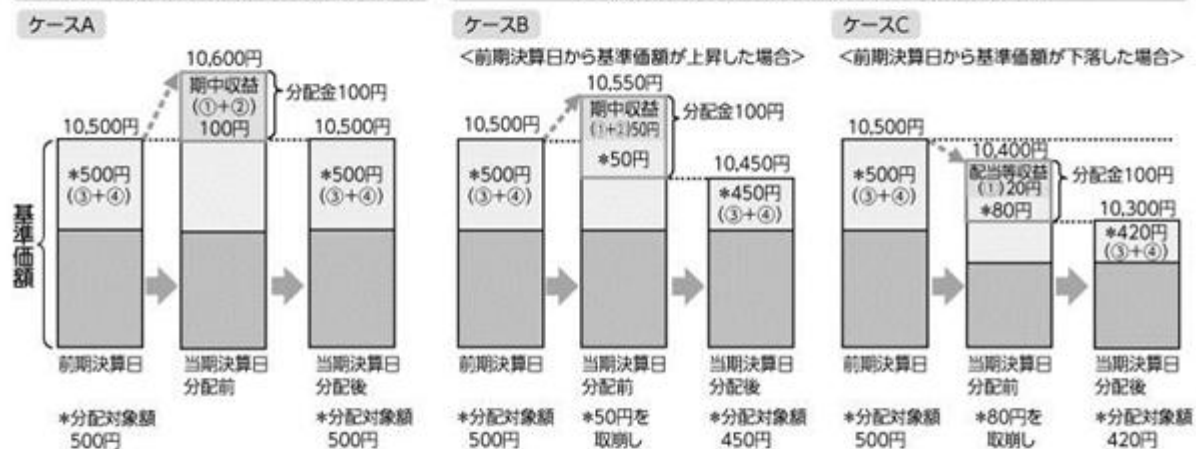
分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
 ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
 ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

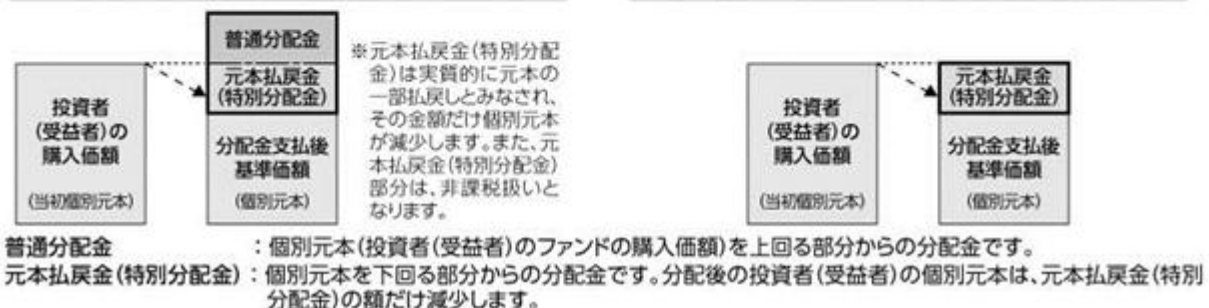
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株				
中小型株	年2回	日本		
債券	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
一般				
公債	年6回	欧州		
社債	(隔月)			
その他債券				
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (債券))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

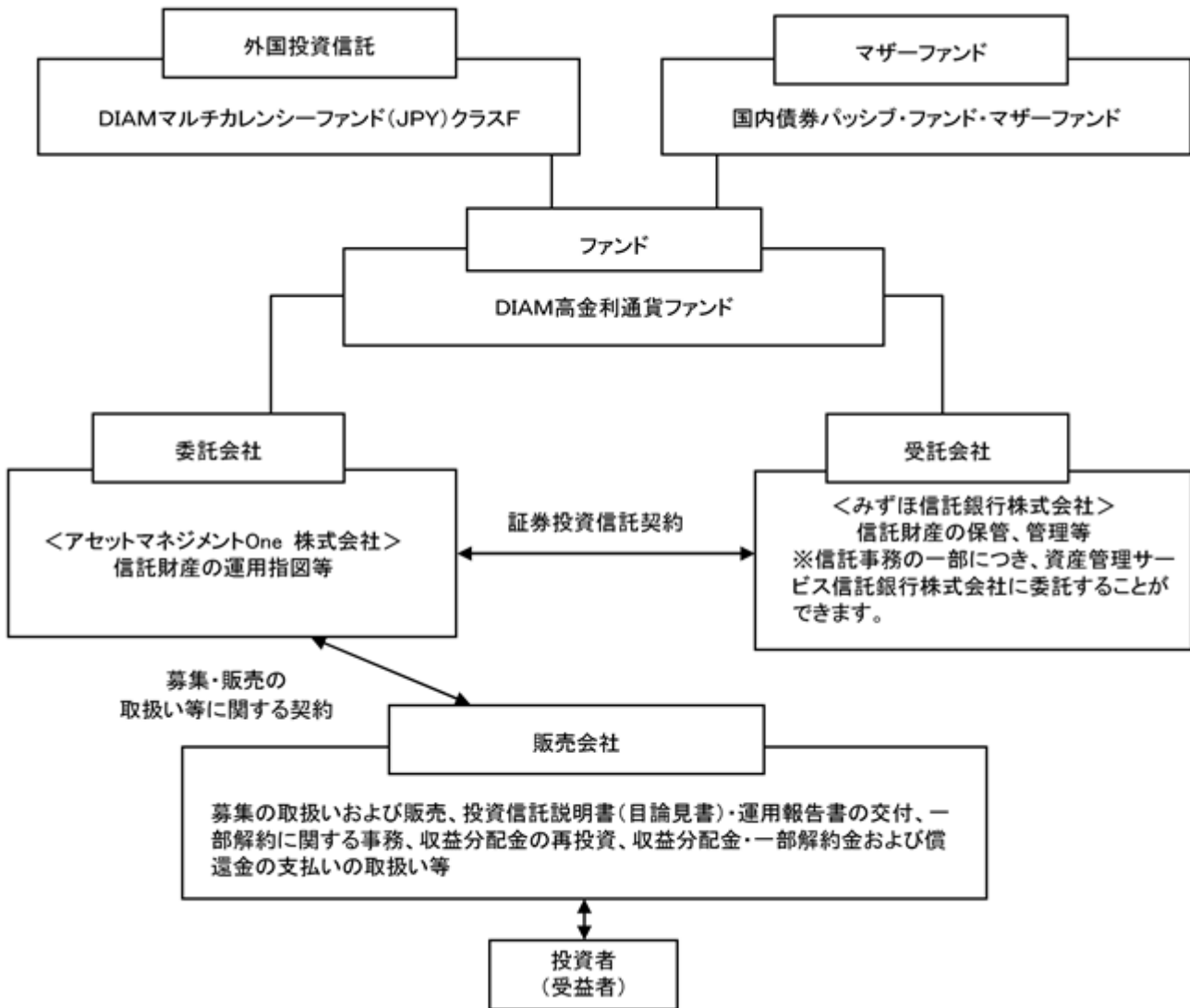
その他資産 （投資信託証券 （債券））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。 （注）商品分類表の投資対象資産は債券に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（債券））に分類されます。
年12回 （毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル （日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ なし	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

（２）【ファンドの沿革】

平成19年12月27日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

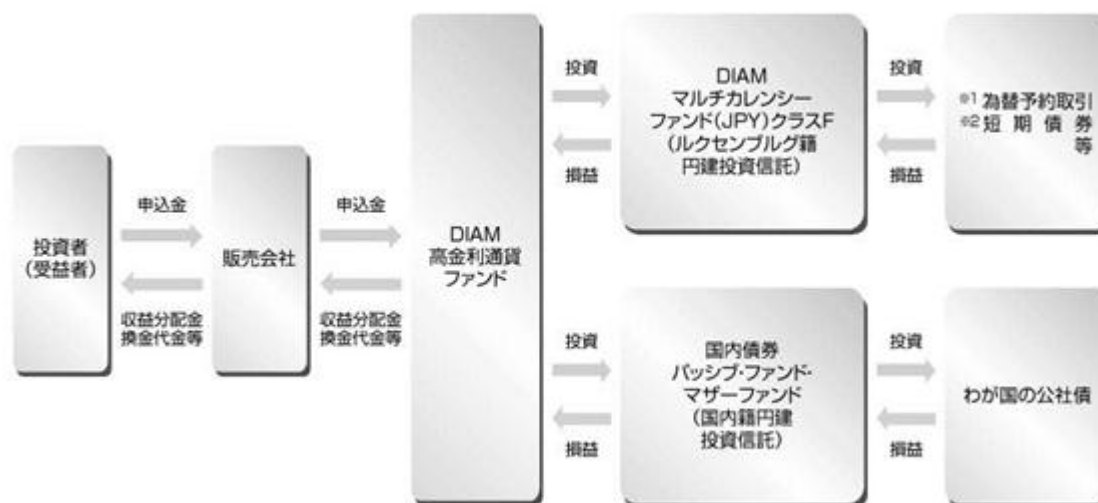
・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

ファンド・オブ・ファンズの仕組み

当ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数のファンドを投資対象とし、それらを組み合わせて運用する仕組みです。



コマーシャルペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

- 1 新興国を含む世界各国の通貨を対象とした為替予約取引等を活用します。原則として予約期間は6ヵ月以内とします。
- 2 短期債券等とは、日本国債および新興国を含む世界の国の通貨建て債券（国債、政府機関債、国際機関債等）およびコマーシャルペーパーを示します。

組入投資信託証券の詳細は、「ファンド情報 第1ファンドの状況 2投資方針 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在地：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（平成30年4月27日現在）

委託会社の沿革

昭和60年 7月 1日 会社設立

平成10年 3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

平成10年12月 1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

平成11年10月 1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

平成20年 1月 1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更

平成28年10月 1日 D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（平成30年4月27日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、インカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

<投資対象>

円建ての外国籍投資信託である「D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF」受益証券および円建ての国内籍投資信託である「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、コマーシャルペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

<投資態度>

「D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF」受益証券および「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状態においては「D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF」受益証券への投資を中心とします^{（注）}が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案の上決定することを基本とします。

（注）通常の状態においては「D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF」受益証券への投資比率は概ね90%以上をめどとします。

投資対象ファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託会社は、信託金を、主としてルクセンブルグ籍円建外国投資信託であるD I A Mマルチカレンシーファンド(J P Y)クラスFの受益証券およびアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託である国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券の性質を有するもの。
3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と定めるときは、委託会社は、信託金を、上記 の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。(約款第16条第3項)

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF
形態	ルクセンブルグ籍 円建外国投資信託
主要投資対象	<p>日本国債および新興国を含む世界の国の通貨建て債券(国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債、社債、資産担保証券等)およびコマーシャルペーパー等の短期証券を主要投資対象とします。なお、投資対象債券は、自国通貨建長期債務格付がAA-格（S&P社）もしくはAa3格（Moody's社）以上、または短期格付がA-1格（S&P社）もしくはP-1格（Moody's社）のものに限ります。（ただし、両社が格付を付与している場合には、どちらか高い方の格付を基準とします。）</p> <p>新興国を含む世界の国の通貨に関する為替予約取引（NDF^{（注）}を含みます）、為替先渡取引等の金融派生商品を活用します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（注）NDF（ノン・デリバブル・フォワード）について</p> <p>当ファンドは為替予約取引を活用しますが、一部の通貨では為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用します。NDFは通常の為替予約取引と比べ、取引参加者が少ないことや、当局による金融・資本市場における制約などから、金利裁定（割高や割安を是正する市場のメカニズム）が働きにくいだけでなく、取引参加者の為替見通しを反映した需給の影響をより強く受けることがあります。そのため、NDFの取引価格から想定される金利（NDFインプライド金利）が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。</p> <p>外国為替市場の混乱等によりNDFが利用できなくなった場合には、投資対象国通貨への投資ができなくなるなどファンドの運用方針に沿った運用ができなくなるリスクもあります。同様のことが通常の為替予約取引についてもいえますが、特にNDFは為替予約取引に比べて流動性が乏しくなることがあるため、そのリスクが高くなります。</p> </div>

投資態度

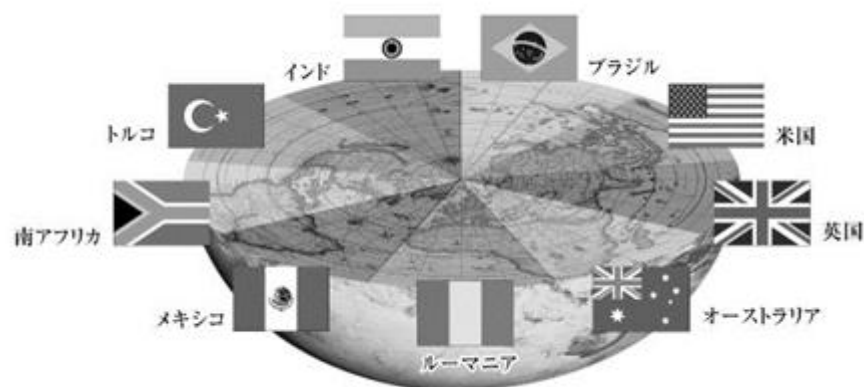
新興国を含む世界の中で、相対的に金利の高い複数の通貨を選定し、当該通貨を買い持ちする為替予約取引を活用することで実質的に当該通貨建て金利の獲得をめざします。

複数の通貨を選定し、分散投資することでポートフォリオ全体のリスクの低減を図ります。

通貨の選定に当たっては、一定の信用格付^(注)以上を有する国の通貨の中から、為替予約取引の流動性、投資規制、市場規模等を勘案し、相対的に金利の高い8通貨を選定することを基本とし、そのうち1通貨は米ドル、英ポンド、ユーロの主要3通貨の中から選定することとします。なお、通貨の選定においては、金利水準に加え、ファンダメンタルズ、為替予約取引の流動性、投資規制、市場規模等を勘案することから、必ずしも相対的に金利の高い上位8通貨が選定されるとは限りません。またファンダメンタルズ、為替予約取引の流動性、投資規制、市場規模等を考慮して、選定通貨数を8としない場合があります。選定する通貨については、原則として定期的に見直すことを基本とします。

(注)当初組入れ時において、S&P社もしくはMoody's社の自国通貨建長期債務格付がBB-もしくはBa3格以上を取得している国の通貨とします。(ただし、両社が格付を付与している場合には、どちらか高い方の格付を基準とします。)

平成30年4月末時点の投資対象国通貨は下記の通りです。当ファンドが今後も下記の通貨に投資するとは限りません。



	<p>通貨のエクスポージャーについては、原則として選定した通貨のエクスポージャーをフルに維持します。また通貨別のエクスポージャーについては、原則として等分とすることを基本とし、ファンダメンタルズ、為替予約取引の流動性、投資規制、市場規模等を考慮して最終決定します。このため等分としない場合があります。</p> <p>為替予約取引の取引相手先は、S&P社もしくはMoody's社の発行体格付がA-もしくはA3格以上を取得している金融機関とします。（ただし、両社が格付を付与している場合には、どちらか高い方の格付を基準とします。）また、原則として複数の取引相手先と取引を行うこととします。</p> <p>為替予約取引の期間は原則として6ヵ月以内とします。</p> <p>株式への直接投資は行いません。</p> <p>外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p>
申込手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額の0.26%(年率)とします。
その他の費用	<p>信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時に売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。またファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年以内に償却します。（注）</p> <p>(注)これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>
運用会社	アセットマネジメントOne インターナショナル・リミテッド
運用プロセス	<pre> graph TD A[マクロ経済環境分析] --> B[投資対象市場分析] B --> C[投資アロケーション決定] C --> D[執行] </pre> <p>マクロ経済環境分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 1)マクロ分析（景気、物価、経済政策、政治等） 2)市場分析（需給、流動性、購買力平価、実質実効為替レート等） 3)スプレッド分析（対ドル、対ユーロなどの金利スプレッド） 4)テクニカル分析（罫線、移動平均等） <p>投資対象市場分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 短期見通し（1ヵ月以内） 2) 中期見通し（6ヵ月） <p>投資アロケーション決定</p> <p>マクロ経済環境分析及び投資対象市場分析の結果を踏まえて配分を決定</p> <p>執行</p>

主な投資制限	<p>有価証券の空売りは行いません。</p> <p>純資産総額の10%を超えて借入れを行うことはできません。</p> <p>デリバティブの使用目的はヘッジ目的に限定しません。</p>
--------	---

ファンド名	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
形態	国内籍 契約型証券投資信託
投資方針および主要投資対象	<p>わが国の公社債を主要投資対象とし、NOMURA - BPI総合^(注)に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>公社債(債券先物取引等を含みます。)の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>公社債の組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。</p> <p>(注)NOMURA - BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。</p>
申込手数料	ありません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	<p>有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用等^(注)</p> <p>(注)これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。</p>
運用会社 (委託会社)	アセットマネジメントOne株式会社

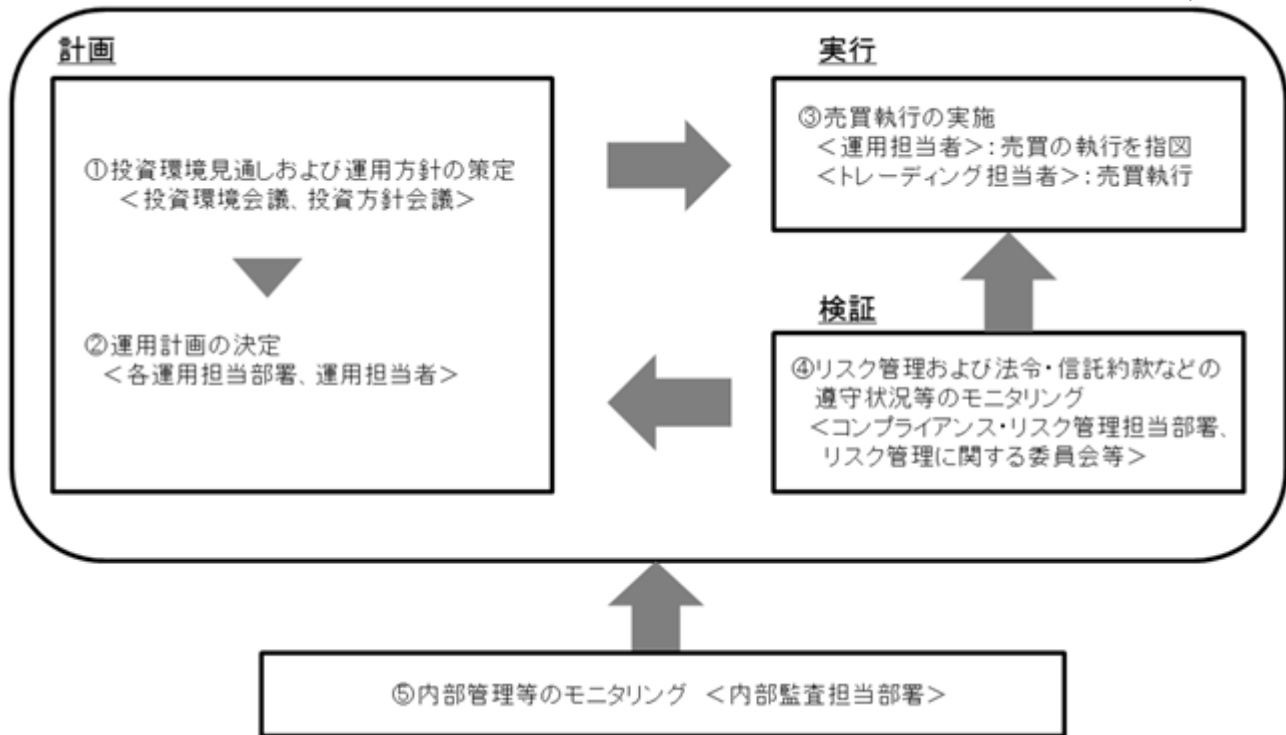
<p>運用プロセス</p>	<p>1.流動性基準等による対象銘柄群設定 NOMURA - B P I 総合構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資対象銘柄群を設定します。</p> <p>2.最適化法によるポートフォリオの構築 債券種別・格付から発生するベンチマーク乖離要因 金利の期間構造、スプレッドの期間構造から発生するベンチマーク乖離要因 、 が最小になると判断されるポートフォリオを構築します。</p> <p>3.インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。 インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年限構成変化要因 ・ 指数構成銘柄変更 ・ リスク量の変更 ・ クーボン、償還再投資
---------------	--

主な投資制限	<p>株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りません。</p> <p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
--------	---

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的で開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は平成30年4月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎月11日。休業日の場合は翌営業日。）に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

1)分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」という。）を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2)分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。毎年4月、10月の決算時には、原則として利子配当益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額から分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配方式

(1)信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1)信託財産に属する利子等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2)売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

3)上記1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(2)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としま

す。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

投資対象ファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行いません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

非株式割合については制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資制限(約款第19条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図はしません。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること(投資信託委託業者または販売会社による自己設定が行われる場合も含まれます。)が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額に制限を設けません。

資金の借入れ(約款第25条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

<基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、実質組入外貨建資産（派生商品を含みます。）に対して対円で為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

信用リスク

当ファンドが外国投資信託への投資を通じて実質的に行う為替予約取引のカウンターパーティが経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、基準価額が下がる要因となります。また、当ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

金利リスク

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。当ファンドは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

カントリーリスク

当ファンドが外国投資信託への投資を通じて実質的に投資を行う通貨や債券の発行者の属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や債券市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な

税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や債券市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。

上記に加えて解約の場合には、市場の著しい混乱等でエマージング債券市場の流動性が極端に低下した場合、決済機能の停止、市場の閉鎖、投資先外国投資信託の解約の受付が中止された場合、一定期間において大量の一部解約請求が生じた場合には、解約のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた解約のお申込みの受付を取り消すことがあります。

当ファンドは、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合は、当初定められた信託期間の途中で信託の終了(繰上償還)する場合があります。

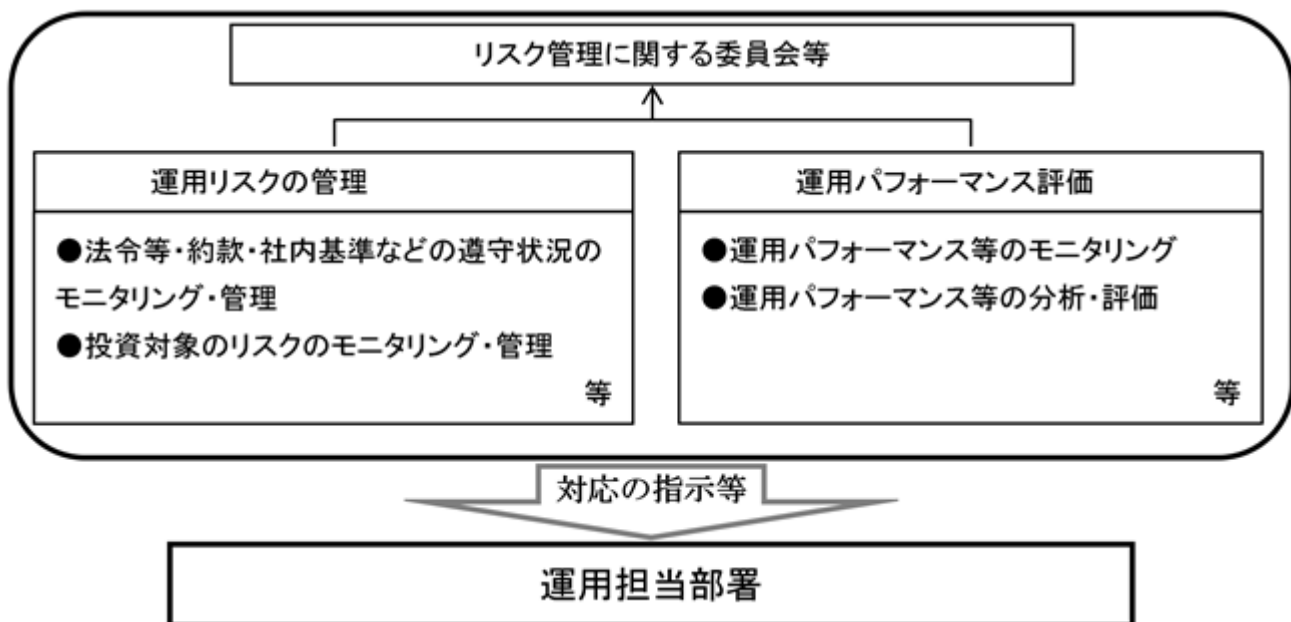
・注意事項

- イ．当ファンドは、投資信託証券など値動きのある有価証券（実質的に外貨建資産へ投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ．投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ．投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ．投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社における当ファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下の通りです。

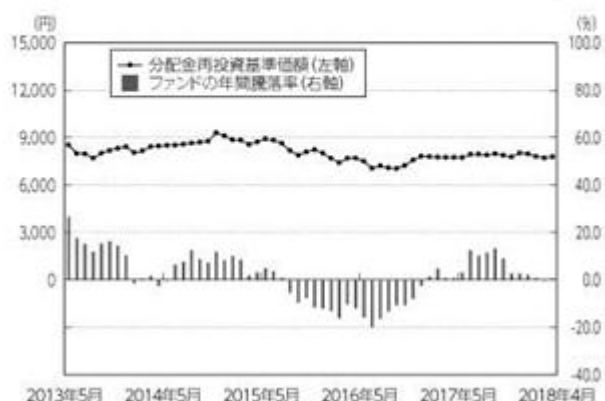
- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



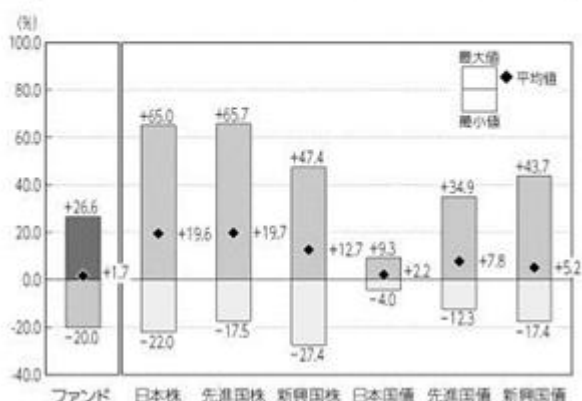
上記体制は平成30年4月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



2013年5月～2018年4月

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債…NOMURA-BPI国債
 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 【東証株価指数(TOPIX)】は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。
- 【MSCIコクサイ・インデックス】は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 【MSCIエマージング・マーケット・インデックス】は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 【NOMURA-BPI国債】は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- 【FTSE世界国債インデックス(除く日本)】は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- 【JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド】は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

販売会社によっては、各種の手数料優遇措置が適用される場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.864%（税抜0.80%） 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。</p>		
	支払先	内訳（税抜）	主な役務
	委託会社	年率0.25%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率0.51%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.04%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象とする外国投資信託	外国投資信託の純資産総額に対して年率0.26%		
実質的な負担	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.124%（税抜1.06%）（概算） 上記はファンドが投資対象とする外国投資信託を高位に組入れた状態を想定しています。</p>		

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

1. 信託財産留保額

ありません。

2. その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券にかかる費用等は、間接的に当ファンドで負担します。当該費用は以下の通りです。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券	主な費用
国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用等
D I A Mマルチカレンシーファンド (J P Y) クラスF	ファンド設立にかかる費用、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。) および地方税5%) の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税 (配当控除の適用なし) のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益 (譲渡益) については、譲渡所得として、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。) および地方税5%) の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座 (源泉徴収口座) を利用する場合、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。) および地方税5%) の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。))など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、平成30年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権

を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成30年4月27日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	488,669,734	96.21
内 ルクセンブルグ	488,669,734	96.21
親投資信託受益証券	12,384,934	2.44
内 日本	12,384,934	2.44
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	6,874,802	1.35
純資産総額	507,929,470	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成30年4月27日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	289,165,936,100	83.81
内 日本	289,165,936,100	83.81
地方債証券	22,861,857,806	6.63
内 日本	22,861,857,806	6.63
特殊債券	14,869,558,465	4.31
内 日本	14,869,558,465	4.31
社債券	16,234,515,570	4.71
内 日本	16,033,595,570	4.65
内 オランダ	200,920,000	0.06
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,891,910,387	0.55
純資産総額	345,023,778,328	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成30年4月27日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	D I A Mマルチカレンシー ファンド(J P Y)クラスF ルクセンブルグ	投資信託受益 証券	149,486	3,239.25 484,223,857	3,269.00 488,669,734	- -	96.21%
2	国内債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券	9,608,918	1.2918 12,413,761	1.2889 12,384,934	- -	2.44%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成30年4月27日現在

種類	投資比率
投資信託受益証券	96.21%
親投資信託受益証券	2.44%
合計	98.65%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成30年4月27日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	1 2 4 回 利付国庫債券(5 年) 日本	国債証券	4,000,000,000	100.50 4,020,160,000	100.48 4,019,240,000	0.100000 2020/6/20	1.16%
2	1 2 2 回 利付国庫債券(5 年) 日本	国債証券	4,000,000,000	100.42 4,016,960,000	100.37 4,015,040,000	0.100000 2019/12/20	1.16%
3	1 1 8 回 利付国庫債券(5 年) 日本	国債証券	3,700,000,000	100.45 3,716,872,000	100.38 3,714,282,000	0.200000 2019/6/20	1.08%
4	3 4 4 回 利付国庫債券(1 0年) 日本	国債証券	3,500,000,000	100.68 3,524,010,000	100.79 3,527,860,000	0.100000 2026/9/20	1.02%
5	3 4 5 回 利付国庫債券(1 0年) 日本	国債証券	3,500,000,000	100.61 3,521,595,000	100.73 3,525,655,000	0.100000 2026/12/20	1.02%
6	3 4 7 回 利付国庫債券(1 0年) 日本	国債証券	3,500,000,000	100.51 3,517,885,000	100.68 3,523,905,000	0.100000 2027/6/20	1.02%

7	348回 利付国庫債券(10年)	日本	国債証券	3,360,000,000	100.47 3,375,967,000	100.65 3,382,008,000	0.100000 2027/9/20	0.98%
8	341回 利付国庫債券(10年)	日本	国債証券	3,060,000,000	102.43 3,134,418,000	102.48 3,136,071,600	0.300000 2025/12/20	0.91%
9	342回 利付国庫債券(10年)	日本	国債証券	3,000,000,000	100.80 3,024,240,000	100.90 3,027,210,000	0.100000 2026/3/20	0.88%
10	343回 利付国庫債券(10年)	日本	国債証券	3,000,000,000	100.74 3,022,470,000	100.85 3,025,620,000	0.100000 2026/6/20	0.88%
11	130回 利付国庫債券(5年)	日本	国債証券	3,000,000,000	100.77 3,023,130,000	100.80 3,024,090,000	0.100000 2021/12/20	0.88%
12	346回 利付国庫債券(10年)	日本	国債証券	3,000,000,000	100.54 3,016,290,000	100.70 3,021,270,000	0.100000 2027/3/20	0.88%
13	128回 利付国庫債券(5年)	日本	国債証券	3,000,000,000	100.70 3,021,090,000	100.70 3,021,210,000	0.100000 2021/6/20	0.88%
14	127回 利付国庫債券(5年)	日本	国債証券	3,000,000,000	100.65 3,019,500,000	100.63 3,019,080,000	0.100000 2021/3/20	0.88%
15	125回 利付国庫債券(5年)	日本	国債証券	3,000,000,000	100.54 3,016,350,000	100.52 3,015,780,000	0.100000 2020/9/20	0.87%
16	123回 利付国庫債券(5年)	日本	国債証券	3,000,000,000	100.47 3,014,100,000	100.42 3,012,720,000	0.100000 2020/3/20	0.87%
17	133回 利付国庫債券(5年)	日本	国債証券	2,860,000,000	100.89 2,885,679,000	100.90 2,885,825,800	0.100000 2022/9/20	0.84%
18	321回 利付国庫債券(10年)	日本	国債証券	2,500,000,000	104.53 2,613,400,000	104.34 2,608,700,000	1.000000 2022/3/20	0.76%
19	340回 利付国庫債券(10年)	日本	国債証券	2,500,000,000	103.15 2,578,850,000	103.14 2,578,600,000	0.400000 2025/9/20	0.75%
20	305回 利付国庫債券(10年)	日本	国債証券	2,500,000,000	102.64 2,566,200,000	102.35 2,558,800,000	1.300000 2019/12/20	0.74%
21	126回 利付国庫債券(5年)	日本	国債証券	2,500,000,000	100.59 2,514,950,000	100.58 2,514,525,000	0.100000 2020/12/20	0.73%
22	329回 利付国庫債券(10年)	日本	国債証券	2,270,000,000	104.73 2,377,375,100	104.61 2,374,805,900	0.800000 2023/6/20	0.69%
23	310回 利付国庫債券(10年)	日本	国債証券	2,300,000,000	102.89 2,366,654,000	102.68 2,361,640,000	1.000000 2020/9/20	0.68%

24	301回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,300,000,000	102.20 2,350,623,000	101.86 2,342,849,000	1.500000 2019/6/20	0.68%
25	339回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,250,000,000	103.17 2,321,451,000	103.11 2,319,997,500	0.400000 2025/6/20	0.67%
26	332回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,210,000,000	103.92 2,296,693,300	103.82 2,294,422,000	0.600000 2023/12/20	0.67%
27	312回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,200,000,000	103.74 2,282,456,000	103.49 2,276,780,000	1.200000 2020/12/20	0.66%
28	334回 利付国庫債券（10年） 日本	国債証券	2,100,000,000	104.13 2,186,793,000	104.06 2,185,323,000	0.600000 2024/6/20	0.63%
29	123回 利付国庫債券（20年） 日本	国債証券	1,700,000,000	124.02 2,108,340,000	124.02 2,108,459,000	2.100000 2030/12/20	0.61%
30	129回 利付国庫債券（5年） 日本	国債証券	2,070,000,000	100.73 2,085,291,000	100.76 2,085,835,500	0.100000 2021/9/20	0.60%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成30年4月27日現在

種類	投資比率
国債証券	83.81%
地方債証券	6.63%
特殊債券	4.31%
社債券	4.71%
合計	99.45%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(平成30年4月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第2特定期間末 (平成20年10月14日)	7,314	7,391	0.6719	0.6789
第3特定期間末 (平成21年4月13日)	10,112	10,221	0.6509	0.6579
第4特定期間末 (平成21年10月13日)	9,607	9,682	0.6435	0.6485
第5特定期間末 (平成22年4月12日)	7,776	7,836	0.6506	0.6556
第6特定期間末 (平成22年10月12日)	5,408	5,456	0.5713	0.5763
第7特定期間末 (平成23年4月11日)	4,501	4,539	0.5893	0.5943
第8特定期間末 (平成23年10月11日)	2,692	2,721	0.4531	0.4581
第9特定期間末 (平成24年4月11日)	2,324	2,349	0.4665	0.4715
第10特定期間末 (平成24年10月11日)	1,908	1,926	0.4171	0.4211
第11特定期間末 (平成25年4月11日)	1,598	1,607	0.5137	0.5167
第12特定期間末 (平成25年10月11日)	1,273	1,282	0.4505	0.4535
第13特定期間末 (平成26年4月11日)	1,114	1,121	0.4564	0.4594
第14特定期間末 (平成26年10月14日)	993	999	0.4435	0.4465
第15特定期間末 (平成27年4月13日)	906	912	0.4297	0.4327
第16特定期間末 (平成27年10月13日)	777	783	0.3897	0.3927
第17特定期間末 (平成28年4月11日)	643	645	0.3409	0.3424
第18特定期間末 (平成28年10月11日)	586	589	0.3204	0.3219
第19特定期間末 (平成29年4月11日)	578	581	0.3356	0.3371
第20特定期間末 (平成29年10月11日)	549	551	0.3365	0.3380
第21特定期間末 (平成30年4月11日)	505	508	0.3203	0.3218
平成29年4月末日	584	-	0.3392	-

5月末日	573	-	0.3369	-
6月末日	571	-	0.3444	-
7月末日	570	-	0.3436	-
8月末日	563	-	0.3397	-
9月末日	558	-	0.3417	-
10月末日	546	-	0.3362	-
11月末日	535	-	0.3300	-
12月末日	539	-	0.3391	-
平成30年1月末日	532	-	0.3348	-
2月末日	516	-	0.3271	-
3月末日	507	-	0.3216	-
4月末日	507	-	0.3230	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第2特定期間	0.0400
第3特定期間	0.0420
第4特定期間	0.0340
第5特定期間	0.0300
第6特定期間	0.0300
第7特定期間	0.0300
第8特定期間	0.0300
第9特定期間	0.0300
第10特定期間	0.0250
第11特定期間	0.0190
第12特定期間	0.0180
第13特定期間	0.0180
第14特定期間	0.0180
第15特定期間	0.0180
第16特定期間	0.0180
第17特定期間	0.0090
第18特定期間	0.0090
第19特定期間	0.0090
第20特定期間	0.0090
第21特定期間	0.0090

【収益率の推移】

	収益率(%)
第2特定期間	20.1
第3特定期間	3.1
第4特定期間	4.1
第5特定期間	5.8
第6特定期間	7.6
第7特定期間	8.4
第8特定期間	18.0
第9特定期間	9.6
第10特定期間	5.2
第11特定期間	27.7
第12特定期間	8.8
第13特定期間	5.3
第14特定期間	1.1
第15特定期間	0.9
第16特定期間	5.1
第17特定期間	10.2
第18特定期間	3.4
第19特定期間	7.6
第20特定期間	2.9
第21特定期間	2.1

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

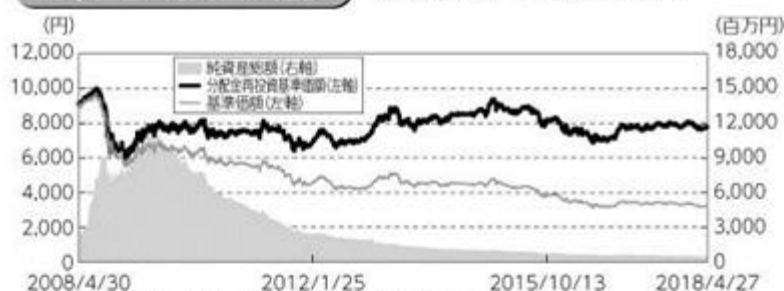
	設定口数	解約口数
第2特定期間	8,761,546,516	425,819,093
第3特定期間	5,135,772,292	487,302,676
第4特定期間	2,011,880,844	2,615,718,875
第5特定期間	488,429,094	3,466,642,018
第6特定期間	260,391,356	2,745,913,430
第7特定期間	175,633,748	2,004,268,227
第8特定期間	205,094,655	1,902,609,557
第9特定期間	138,510,945	1,096,271,038
第10特定期間	163,594,414	572,568,481
第11特定期間	116,557,648	1,579,935,616
第12特定期間	84,670,838	368,107,788
第13特定期間	68,672,226	456,022,333
第14特定期間	61,234,079	262,586,711
第15特定期間	83,807,714	214,168,692
第16特定期間	52,824,821	166,808,238
第17特定期間	37,624,559	146,088,606
第18特定期間	33,742,029	90,738,173
第19特定期間	36,271,625	141,985,040
第20特定期間	37,394,452	128,946,627
第21特定期間	45,105,301	99,046,751

(注) 本邦外における設定及び解約はございません。

<< 参考情報 >>

データの基準日：2018年4月27日

基準価額・純資産の推移 (2008年4月30日～2018年4月27日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2007年12月27日)
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

分配の推移(税引前)

第120期	(2017.12.11)	15円
第121期	(2018.01.11)	15円
第122期	(2018.02.13)	15円
第123期	(2018.03.12)	15円
第124期	(2018.04.11)	15円
直近1年間累計		180円
設定来累計		4,515円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率
1	DIAMマルチカレンシーファンド(JPY)クラスF	96.21%
2	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	2.44%

■DIAMマルチカレンシーファンド(JPY) ※アセットマネジメントOne インターナショナル・リミテッドの現地月末データを基に作成しています。

組入銘柄

順位	銘柄名	通貨	クーポン	償還期限	比率
1	ドイツ復興金融公庫銀行	オーストラリア・ドル	3.750%	2018/7/18	12.05%
2	欧州投資銀行	英ポンド	4.750%	2018/10/15	11.52%
3	OPコーポレートバンク	米ドル	2.330%	2018/6/27	11.22%
4	国際金融公庫	米ドル	1.000%	2018/7/17	10.12%
5	欧州投資銀行	トルコ・リラ	5.250%	2018/9/3	7.96%
6	ネスレ・ホールディングス	米ドル	1.375%	2018/7/24	7.95%

※比率はDIAMマルチカレンシーファンド(JPY)の純資産総額に対する割合です。

投資対象通貨別配分

ルーマニア・レイ	1.7%
英ポンド	17.3%
トルコ・リラ	8.0%
南アフリカ・ランド	6.6%
ブラジル・レアル	7.0%
メキシコ・ペソ	7.7%
インド・ルピー	7.1%
オーストラリア・ドル	12.1%
米ドル	29.4%
日本円	3.2%

※比率はDIAMマルチカレンシーファンド(JPY)の純資産総額に対する割合です。

※通貨別配分は為替予約取引等を含めた実質的な比率です。

■国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド ※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還期限	比率
1	124回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.100000	2020/6/20	1.16%
2	122回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.100000	2019/12/20	1.16%
3	118回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.200000	2019/6/20	1.08%
4	344回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.100000	2026/9/20	1.02%
5	345回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.100000	2026/12/20	1.02%
6	347回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.100000	2027/6/20	1.02%
7	348回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.100000	2027/9/20	0.98%
8	341回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.300000	2025/12/20	0.91%
9	342回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.100000	2026/3/20	0.88%
10	343回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.100000	2026/6/20	0.88%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2018年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って分配金再投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として、販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ロンドンの銀行、またはルクセンブルグの銀行の休業日に該当する日(以下「海外休業日」という場合があります。)には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額(発行価格)

お申込日の翌営業日の基準価額とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。(但し、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。)

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 販売会社へのお問い合わせ
- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・ お申込単位

各販売会社の定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。

お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

・ お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・ 払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社が定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

・委託会社は、市場の著しい混乱等でエマージング債券市場の流動性が極端に低下した場合、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、市場の閉鎖、D I A Mマルチカレンシーファンド(J P Y)クラスFの解約の受付が中止された場合、一定期間において大量の一部解約の請求が生じた場合、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

・解約価額の照会方法等

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
外国投資信託証券	計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、原則として平成19年12月27日から無期限です。（注）

ただし、下記「(5)その他 イ．償還規定」の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（注）繰上償還（信託終了）が決定した場合には、信託期間は平成30年9月13日までとなります。

(4)【計算期間】

- a. 計算期間は原則として毎月12日から翌月11日までとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

イ．償還規定

- a. 委託会社は、受益権総口数が10億口を下回る事となった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下イ.償還規定c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ.信託約款の変更等b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ.信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」)をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合

しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託会社は、上記a. の事項(上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a. からg. の規定にしたがい信託約款を変更します。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

八. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <http://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ．運用報告書

- ・委託会社は、毎年4月11日、10月11日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

（URL <http://www.am-one.co.jp/>）

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成29年10月12日から平成30年4月11日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【DIAM高金利通貨ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前 期 平成29年10月11日現在	当 期 平成30年4月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,974,778	15,773,718
投資信託受益証券	530,132,818	480,223,857
親投資信託受益証券	12,306,141	12,413,761
流動資産合計	552,413,737	508,411,336
資産合計	552,413,737	508,411,336
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,448,689	2,367,776
未払解約金	165,332	8,308
未払受託者報酬	19,930	18,002
未払委託者報酬	378,872	342,221
その他未払費用	1,483	1,338
流動負債合計	3,014,306	2,737,645
負債合計	3,014,306	2,737,645
純資産の部		
元本等		
元本	1,632,459,428	1,578,517,978
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	² 1,083,059,997	² 1,072,844,287
(分配準備積立金)	7,560,644	8,845,460
元本等合計	549,399,431	505,673,691
純資産合計	549,399,431	505,673,691
負債純資産合計	552,413,737	508,411,336

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前 期 自 平成29年4月12日 至 平成29年10月11日	当 期 自 平成29年10月12日 至 平成30年4月11日
営業収益		
受取配当金	18,941,780	18,063,560
受取利息	5	-
有価証券売買等損益	581,372	27,019,741
営業収益合計	19,523,157	8,956,181
営業費用		
支払利息	4,465	3,720
受託者報酬	123,636	114,354
委託者報酬	2,350,001	2,173,482
その他費用	9,171	8,482
営業費用合計	2,487,273	2,300,038
営業利益又は営業損失()	17,035,884	11,256,219
経常利益又は経常損失()	17,035,884	11,256,219
当期純利益又は当期純損失()	17,035,884	11,256,219
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	319,830	112,086
期首剰余金又は期首欠損金()	1,145,430,776	1,083,059,997
剰余金増加額又は欠損金減少額	85,410,476	65,992,632
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	85,410,476	65,992,632
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,705,002	30,058,958
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,705,002	30,058,958
分配金	1 15,050,749	1 14,349,659
期末剰余金又は期末欠損金()	1,083,059,997	1,072,844,287

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	前 期 平成29年10月11日現在	当 期 平成30年4月11日現在
1. 1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,724,011,603円 37,394,452円 128,946,627円	1,632,459,428円 45,105,301円 99,046,751円
2. 受益権の総数	1,632,459,428口	1,578,517,978口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,083,059,997円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,072,844,287円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前 期 自 平成29年 4月12日 至 平成29年10月11日	当 期 自 平成29年10月12日 至 平成30年 4月11日
1. 1 分配金の計算過程	<p>(自平成29年4月12日 至平成29年5月11日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,163,612円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(28,160,122円)及び分配準備積立金(5,765,941円)より分配対象収益は37,089,675円(1万口当たり215.55円)であり、うち2,581,080円(1万口当たり15円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。(以下、各期間において同じ。)</p>	<p>(自平成29年10月12日 至平成29年11月13日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,644,841円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(26,800,890円)及び分配準備積立金(7,462,991円)より分配対象収益は36,908,722円(1万口当たり227.07円)であり、うち2,438,137円(1万口当たり15円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。(以下、各期間において同じ。)</p>

<p>（自平成29年5月12日 至平成29年6月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,769,876円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（27,876,275円）及び分配準備積立金（6,258,525円）より分配対象収益は36,904,676円（1万口当たり216.83円）であり、うち2,553,002円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成29年11月14日 至平成29年12月11日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,850,683円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（26,667,785円）及び分配準備積立金（7,593,140円）より分配対象収益は37,111,608円（1万口当たり229.72円）であり、うち2,423,262円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p>
<p>（自平成29年6月13日 至平成29年7月11日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,065,877円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（27,305,722円）及び分配準備積立金（6,294,658円）より分配対象収益は36,666,257円（1万口当たり220.29円）であり、うち2,496,689円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成29年12月12日 至平成30年1月11日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,799,473円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（26,278,244円）及び分配準備積立金（7,852,622円）より分配対象収益は36,930,339円（1万口当たり232.34円）であり、うち2,384,242円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p>
<p>（自平成29年7月12日 至平成29年8月14日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,684,143円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（27,257,228円）及び分配準備積立金（6,825,021円）より分配対象収益は36,766,392円（1万口当たり221.46円）であり、うち2,490,267円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成30年1月12日 至平成30年2月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,578,174円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（26,174,218円）及び分配準備積立金（8,188,983円）より分配対象収益は36,941,375円（1万口当たり233.65円）であり、うち2,371,592円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p>
<p>（自平成29年8月15日 至平成29年9月11日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,767,060円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（27,180,369円）及び分配準備積立金（6,968,997円）より分配対象収益は36,916,426円（1万口当たり223.19円）であり、うち2,481,022円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成30年2月14日 至平成30年3月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,635,606円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（26,125,745円）及び分配準備積立金（8,343,514円）より分配対象収益は37,104,865円（1万口当たり235.37円）であり、うち2,364,650円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p>

<p>(自平成29年9月12日 至平成29年10月11日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,873,071円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(26,850,757円)及び分配準備積立金(7,136,262円)より分配対象収益は36,860,090円(1万口当たり225.79円)であり、うち2,448,689円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成30年3月13日 至平成30年4月11日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,612,972円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(26,186,400円)及び分配準備積立金(8,600,264円)より分配対象収益は37,399,636円(1万口当たり236.93円)であり、うち2,367,776円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p>
--	---

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前 期	当 期
	自 平成29年 4月12日 至 平成29年10月11日	自 平成29年10月12日 至 平成30年 4月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である投資信託受益証券及び親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前 期 平成29年10月11日現在	当 期 平成30年4月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前 期 平成29年10月11日現在	当 期 平成30年4月11日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	2,323,785	5,189,205
親投資信託受益証券	59,575	29,788
合計	2,264,210	5,159,417

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前 期 平成29年10月11日現在	当 期 平成30年4月11日現在
1口当たり純資産額	0.3365円	0.3203円
(1万口当たり純資産額)	(3,365円)	(3,203円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

平成30年4月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	D I A Mマルチカレンシーファンド(J P Y)クラスF	148,263	480,223,857	
投資信託受益証券 合計		148,263	480,223,857	
親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	9,608,918	12,413,761	
親投資信託受益証券 合計		9,608,918	12,413,761	
合計		9,757,181	492,637,618	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券及び「D I A Mマルチカレンシーファンド（J P Y）クラスF」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」及び「投資信託受益証券」は、すべてこれらの受益証券であります。

同投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

科 目	注記 番号	平成29年10月11日現在	平成30年4月11日現在
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,710,036,455	3,394,154,584
国債証券		297,733,581,500	293,957,311,600
地方債証券		23,372,471,051	22,888,894,339
特殊債券		16,354,488,189	14,890,973,814
社債券		17,027,969,070	16,253,711,810
未収入金		1,631,865,000	-
未収利息		603,738,481	559,477,340
前払費用		6,261,326	16,854,005
流動資産合計		359,440,411,072	351,961,377,492
資産合計		359,440,411,072	351,961,377,492
負債の部			
流動負債			
未払金		-	2,202,588,500
未払解約金		215,089,000	296,057,000
流動負債合計		215,089,000	2,498,645,500
負債合計		215,089,000	2,498,645,500
純資産の部			
元本等			
元本	1	280,484,560,925	270,498,995,615
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		78,740,761,147	78,963,736,377
元本等合計		359,225,322,072	349,462,731,992
純資産合計		359,225,322,072	349,462,731,992
負債純資産合計		359,440,411,072	351,961,377,492

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
--------------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成29年10月11日現在	平成30年4月11日現在
1. 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 同期中追加設定元本額 同期中一部解約元本額	286,760,415,729円 33,386,208,076円 39,662,062,880円	280,484,560,925円 28,260,515,152円 38,246,080,462円
元本の内訳 ファンド名		
D I A M国内債券パッシブ・ファンド	13,850,588,414円	15,270,651,926円
M I T O ラップ型ファンド（安定型）	146,803,412円	133,392,035円
M I T O ラップ型ファンド（中立型）	128,382,880円	103,531,902円
M I T O ラップ型ファンド（積極型）	41,300,175円	32,375,641円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	356,888,516円	711,138,730円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	131,016,573円	214,285,439円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	27,659,746円	30,402,668円
たわらノーロード 国内債券	2,250,997,154円	3,342,170,664円
たわらノーロード 国内債券<ラップ向け>	755,274円	- 円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	10,176,610円	39,377,237円
たわらノーロード バランス（堅実型）	- 円	7,477,877円
たわらノーロード バランス（標準型）	- 円	12,443,765円
たわらノーロード バランス（積極型）	- 円	3,001,388円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	- 円	1,145,317円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	- 円	22,600,854円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	- 円	14,185,243円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	- 円	4,997,652円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	- 円	1,928,074円
たわらノーロード 最適化バランス（保守型）	- 円	998,019円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	- 円	535,415円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	- 円	1,682,510円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	- 円	520,352円
たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	- 円	77,886円

D I A M国内債券インデックスファンド< D C年金>	12,432,515,170円	12,607,657,323円
D I A Mバランス・ファンド< D C年金> 1 安定型	5,319,882,179円	5,535,324,397円
D I A Mバランス・ファンド< D C年金> 2 安定・成長型	7,599,189,375円	8,050,703,820円
D I A Mバランス・ファンド< D C年金> 3 成長型	3,046,531,363円	3,240,617,007円
D I A M D C バランス30インデックス ファンド	1,771,287,916円	1,802,466,064円
D I A M D C バランス50インデックス ファンド	1,932,538,404円	1,980,109,879円
D I A M D C バランス70インデックス ファンド	288,293,436円	307,549,092円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	95,832,674円	92,933,808円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	2,274,223,236円	2,325,174,416円
マネックス資産設計ファンド エボリュー ション	3,002,910円	4,808,536円
D I A M D C 8資産バランスファンド (新興国10)	443,556,811円	474,981,130円
D I A M D C 8資産バランスファンド (新興国20)	374,339,983円	442,458,328円
D I A M D C 8資産バランスファンド (新興国30)	84,829,995円	104,118,291円
投資のソムリエ	2,972,951,972円	3,656,031,803円
クルーズコントロール	3,807,951,517円	444,343,713円
投資のソムリエ< D C年金>	159,148,685円	261,049,297円
D I A M 8資産バランスファンドN< D C 年金>	1,638,056,047円	1,910,445,810円
D I A M D C バランス・F(成長型)	186,217,089円	240,000,998円
クルーズコントロール< D C年金>	1,517,327円	165,091円
D I A Mコア資産設計ファンド(堅実型)	8,531,255円	1,123,528円
D I A Mコア資産設計ファンド(積極型)	22,914,437円	3,353,398円
投資のソムリエ< D C年金>リスク抑制型	180,955,925円	480,733,487円
ダイナミック・ナビゲーション	524,853円	415,602円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	2,301,784,603円	8,080,627,460円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー204 5)	393,977円	627,520円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー205 5)	393,982円	456,411円
リスク抑制世界8資産バランスファンド(D C)	705,062円	2,438,657円
投資のソムリエ(ターゲット・イヤー203 5)	- 円	1,175,568円
4資産分散投資・スタンダード< D C年金>	- 円	6,297,633円
みずほエマージング債券オープン	10,801,911円	- 円
D I A M高金利通貨ファンド	9,608,918円	9,608,918円
D I A Mエマージング債券ファンド	9,450,010円	9,450,010円
D I A M国内債券パッシブファンド(適格機 関投資家向け)	24,403,666,103円	22,725,657,792円
D I A Mワールドバランス25VA(適格機 関投資家限定)	497,874,165円	480,025,025円
D I A Mグローバル・バランスファンド25 VA(適格機関投資家限定)	369,244,962円	319,735,201円

D I A Mグローバル・バランスファンド5 0 V A (適格機関投資家限定)	265,311,376円	238,173,147円
D I A M国際分散バランスファンド3 0 V A (適格機関投資家限定)	91,759,912円	77,264,771円
D I A M国際分散バランスファンド5 0 V A (適格機関投資家限定)	286,802,833円	217,543,884円
D I A M国内重視バランスファンド3 0 V A (適格機関投資家限定)	106,170,065円	88,973,434円
D I A M国内重視バランスファンド5 0 V A (適格機関投資家限定)	71,450,932円	55,403,177円
D I A M世界バランスファンド4 0 V A (適格機関投資家限定)	119,547,737円	93,566,153円
D I A M世界バランスファンド5 0 V A (適格機関投資家限定)	198,613,276円	170,277,657円
D I A Mバランスファンド2 5 V A (適格機関投資家限定)	6,456,932,013円	5,854,117,326円
D I A Mバランスファンド3 7 . 5 V A (適格機関投資家限定)	3,430,489,520円	3,096,423,321円
D I A Mバランスファンド5 0 V A (適格機関投資家限定)	6,177,788,428円	5,656,419,674円
D I A Mグローバル・アセット・バランスV A (適格機関投資家限定)	682,354,166円	614,350,089円
D I A Mグローバル・アセット・バランスV A 2 (適格機関投資家限定)	771,068,622円	426,305,760円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド3 0 V A (適格機関投資家限定)	4,008,052,847円	3,640,139,105円
D I A M世界アセットバランスファンドV A (適格機関投資家向け)	5,261,214,044円	2,665,344,766円
D I A Mグローバル 私募ファンド(適格機関投資家向け)	194,752,933円	194,752,933円
D I A M世界バランスファンド5 5 V A (適格機関投資家限定)	1,060,517,386円	133,416,665円
D I A M世界バランスファンド3 5 V A (適格機関投資家限定)	3,465,525,311円	1,122,556,207円
D I A M世界アセットバランスファンド2 V A (適格機関投資家限定)	88,383,416,640円	83,372,825,575円
D I A M世界アセットバランスファンド4 0 V A (適格機関投資家限定)	1,194,859,753円	1,116,861,192円
D I A M世界アセットバランスファンド2 5 V A (適格機関投資家限定)	7,560,042,009円	7,146,512,954円
D I A M世界アセットバランスファンド3 V A (適格機関投資家限定)	28,454,653,961円	27,319,006,488円
D I A Mバランス3 0 V A (適格機関投資家限定)	56,158,235円	81,853,560円
D I A Mバランス5 0 V A (適格機関投資家限定)	24,509,134円	1,395,995円
D I A Mバランス7 0 V A (適格機関投資家限定)	8,808,986円	7,548,153円
D I A M世界アセットバランスファンド4 V A (適格機関投資家限定)	31,716,982,809円	30,406,243,697円
D I A M世界バランス2 5 V A (適格機関投資家限定)	505,447,523円	481,766,349円
D I A M国内バランス3 0 V A (適格機関投資家限定)	138,180,160円	134,196,130円

	D I A Mバランス20VA(適格機関投資家 限定)	599,008,976円	533,089,734円
	D I A Mバランス40VA(適格機関投資家 限定)	479,853円	705,557円
	D I A Mバランス60VA(適格機関投資家 限定)	376,479円	376,555円
	計	280,484,560,925円	270,498,995,615円
2.	受益権の総数	280,484,560,925口	270,498,995,615口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年4月12日 至 平成29年10月11日	自 平成29年10月12日 至 平成30年4月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成29年10月11日現在	平成30年4月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありませぬ。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成29年10月11日現在	平成30年4月11日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	136,624,800	1,226,238,700
地方債証券	97,174,782	1,296,716
特殊債証券	81,243,371	459,275
社債証券	88,493,400	9,458,440
合計	130,286,753	1,215,942,819

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成29年2月15日から平成29年10月11日まで及び平成30年2月15日から平成30年4月11日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	平成29年10月11日現在	平成30年4月11日現在
1口当たり純資産額	1.2807円	1.2919円
（1万口当たり純資産額）	（12,807円）	（12,919円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

平成30年4月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	377回 利付国庫債券(2年)	1,500,000,000	1,504,575,000	
	378回 利付国庫債券(2年)	1,000,000,000	1,003,260,000	
	379回 利付国庫債券(2年)	1,500,000,000	1,505,235,000	
	381回 利付国庫債券(2年)	1,000,000,000	1,003,920,000	
	386回 利付国庫債券(2年)	1,000,000,000	1,005,000,000	
	118回 利付国庫債券(5年)	3,700,000,000	3,715,355,000	
	120回 利付国庫債券(5年)	1,500,000,000	1,507,560,000	
	121回 利付国庫債券(5年)	2,000,000,000	2,007,200,000	
	122回 利付国庫債券(5年)	4,000,000,000	4,016,880,000	
	123回 利付国庫債券(5年)	3,000,000,000	3,014,250,000	
	124回 利付国庫債券(5年)	4,000,000,000	4,020,600,000	
	125回 利付国庫債券(5年)	3,000,000,000	3,017,220,000	
	126回 利付国庫債券(5年)	2,500,000,000	2,515,825,000	
	127回 利付国庫債券(5年)	3,000,000,000	3,020,760,000	
	128回 利付国庫債券(5年)	3,000,000,000	3,022,050,000	
	129回 利付国庫債券(5年)	3,500,000,000	3,527,790,000	
	130回 利付国庫債券(5年)	3,000,000,000	3,024,990,000	
	131回 利付国庫債券(5年)	2,020,000,000	2,037,957,800	
	132回 利付国庫債券(5年)	2,000,000,000	2,018,920,000	
	133回 利付国庫債券(5年)	2,860,000,000	2,888,714,400	
	134回 利付国庫債券(5年)	1,790,000,000	1,809,403,600	
	2回 利付国庫債券(40年)	600,000,000	841,692,000	
	3回 利付国庫債券(40年)	600,000,000	845,934,000	
	4回 利付国庫債券(40年)	670,000,000	947,855,700	
	5回 利付国庫債券(40年)	700,000,000	952,133,000	
	6回 利付国庫債券(40年)	700,000,000	933,163,000	
	7回 利付国庫債券(40年)	800,000,000	1,019,448,000	
	8回 利付国庫債券(40年)	900,000,000	1,063,044,000	
	9回 利付国庫債券(40年)	1,210,000,000	1,034,513,700	
	10回 利付国庫債券(40年)	1,140,000,000	1,154,979,600	
	301回 利付国庫債券(10年)	2,300,000,000	2,345,080,000	
	303回 利付国庫債券(10年)	1,300,000,000	1,329,133,000	
	305回 利付国庫債券(10年)	2,500,000,000	2,561,325,000	
	306回 利付国庫債券(10年)	1,500,000,000	1,545,090,000	
	308回 利付国庫債券(10年)	800,000,000	825,256,000	
	309回 利付国庫債券(10年)	1,000,000,000	1,027,190,000	
	310回 利付国庫債券(10年)	2,300,000,000	2,363,848,000	
	312回 利付国庫債券(10年)	2,200,000,000	2,279,222,000	
	313回 利付国庫債券(10年)	1,790,000,000	1,865,663,300	
	315回 利付国庫債券(10年)	1,500,000,000	1,564,080,000	

317回	利付国庫債券(10年)	1,000,000,000	1,042,660,000	
318回	利付国庫債券(10年)	1,000,000,000	1,039,200,000	
319回	利付国庫債券(10年)	1,500,000,000	1,568,355,000	
320回	利付国庫債券(10年)	1,500,000,000	1,562,805,000	
321回	利付国庫債券(10年)	2,500,000,000	2,611,175,000	
324回	利付国庫債券(10年)	2,000,000,000	2,077,840,000	
325回	利付国庫債券(10年)	1,500,000,000	1,561,575,000	
326回	利付国庫債券(10年)	500,000,000	519,205,000	
327回	利付国庫債券(10年)	1,450,000,000	1,512,524,000	
328回	利付国庫債券(10年)	1,890,000,000	1,957,057,200	
329回	利付国庫債券(10年)	2,270,000,000	2,377,734,200	
330回	利付国庫債券(10年)	1,200,000,000	1,259,388,000	
332回	利付国庫債券(10年)	2,210,000,000	2,298,488,400	
333回	利付国庫債券(10年)	2,000,000,000	2,082,940,000	
334回	利付国庫債券(10年)	2,100,000,000	2,190,132,000	
335回	利付国庫債券(10年)	2,000,000,000	2,075,740,000	
336回	利付国庫債券(10年)	1,500,000,000	1,558,485,000	
337回	利付国庫債券(10年)	1,300,000,000	1,333,202,000	
338回	利付国庫債券(10年)	2,000,000,000	2,066,200,000	
339回	利付国庫債券(10年)	2,250,000,000	2,326,365,000	
340回	利付国庫債券(10年)	2,500,000,000	2,585,900,000	
341回	利付国庫債券(10年)	3,060,000,000	3,143,844,000	
342回	利付国庫債券(10年)	3,000,000,000	3,035,820,000	
343回	利付国庫債券(10年)	3,000,000,000	3,034,470,000	
344回	利付国庫債券(10年)	3,500,000,000	3,538,465,000	
345回	利付国庫債券(10年)	3,500,000,000	3,536,540,000	
346回	利付国庫債券(10年)	3,000,000,000	3,029,490,000	
347回	利付国庫債券(10年)	3,500,000,000	3,532,130,000	
348回	利付国庫債券(10年)	3,360,000,000	3,390,105,600	
349回	利付国庫債券(10年)	1,910,000,000	1,925,700,200	
350回	利付国庫債券(10年)	350,000,000	352,600,500	
1回	利付国庫債券(30年)	100,000,000	130,830,000	
2回	利付国庫債券(30年)	100,000,000	126,952,000	
3回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	252,306,000	
4回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	269,042,000	
5回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	252,842,000	
6回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	259,480,000	
7回	利付国庫債券(30年)	300,000,000	386,931,000	
8回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	245,078,000	
11回	利付国庫債券(30年)	400,000,000	485,568,000	
12回	利付国庫債券(30年)	300,000,000	382,782,000	
13回	利付国庫債券(30年)	300,000,000	378,678,000	
14回	利付国庫債券(30年)	500,000,000	663,205,000	
15回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	268,958,000	
16回	利付国庫債券(30年)	400,000,000	539,124,000	
17回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	266,958,000	
18回	利付国庫債券(30年)	820,000,000	1,082,547,600	
19回	利付国庫債券(30年)	200,000,000	264,508,000	
20回	利付国庫債券(30年)	300,000,000	407,346,000	
21回	利付国庫債券(30年)	300,000,000	397,440,000	

22回	利付国庫債券(30年)	470,000,000	639,980,200	
23回	利付国庫債券(30年)	600,000,000	818,460,000	
24回	利付国庫債券(30年)	300,000,000	409,941,000	
25回	利付国庫債券(30年)	400,000,000	533,072,000	
26回	利付国庫債券(30年)	700,000,000	946,414,000	
27回	利付国庫債券(30年)	700,000,000	961,660,000	
28回	利付国庫債券(30年)	900,000,000	1,240,911,000	
29回	利付国庫債券(30年)	900,000,000	1,227,330,000	
30回	利付国庫債券(30年)	900,000,000	1,213,893,000	
31回	利付国庫債券(30年)	900,000,000	1,199,727,000	
32回	利付国庫債券(30年)	1,100,000,000	1,492,843,000	
33回	利付国庫債券(30年)	1,300,000,000	1,688,297,000	
34回	利付国庫債券(30年)	1,200,000,000	1,613,088,000	
35回	利付国庫債券(30年)	1,300,000,000	1,696,643,000	
36回	利付国庫債券(30年)	1,300,000,000	1,702,272,000	
37回	利付国庫債券(30年)	1,400,000,000	1,807,148,000	
38回	利付国庫債券(30年)	900,000,000	1,144,170,000	
39回	利付国庫債券(30年)	800,000,000	1,036,616,000	
40回	利付国庫債券(30年)	610,000,000	776,688,600	
41回	利付国庫債券(30年)	610,000,000	762,737,900	
42回	利付国庫債券(30年)	800,000,000	1,000,856,000	
43回	利付国庫債券(30年)	800,000,000	1,001,408,000	
44回	利付国庫債券(30年)	800,000,000	1,001,944,000	
45回	利付国庫債券(30年)	750,000,000	903,195,000	
46回	利付国庫債券(30年)	900,000,000	1,084,041,000	
47回	利付国庫債券(30年)	1,000,000,000	1,229,420,000	
48回	利付国庫債券(30年)	1,100,000,000	1,298,143,000	
49回	利付国庫債券(30年)	990,000,000	1,168,328,700	
50回	利付国庫債券(30年)	1,000,000,000	1,028,170,000	
51回	利付国庫債券(30年)	1,100,000,000	989,428,000	
52回	利付国庫債券(30年)	1,100,000,000	1,044,098,000	
53回	利付国庫債券(30年)	820,000,000	798,499,600	
54回	利付国庫債券(30年)	900,000,000	921,654,000	
55回	利付国庫債券(30年)	980,000,000	1,002,530,200	
56回	利付国庫債券(30年)	900,000,000	919,719,000	
57回	利付国庫債券(30年)	930,000,000	949,353,300	
58回	利付国庫債券(30年)	300,000,000	305,910,000	
43回	利付国庫債券(20年)	860,000,000	897,805,600	
45回	利付国庫債券(20年)	900,000,000	944,514,000	
46回	利付国庫債券(20年)	500,000,000	525,720,000	
47回	利付国庫債券(20年)	950,000,000	1,004,321,000	
48回	利付国庫債券(20年)	500,000,000	535,575,000	
50回	利付国庫債券(20年)	780,000,000	826,722,000	
51回	利付国庫債券(20年)	600,000,000	641,028,000	
52回	利付国庫債券(20年)	550,000,000	592,394,000	
54回	利付国庫債券(20年)	700,000,000	760,151,000	
55回	利付国庫債券(20年)	810,000,000	877,926,600	
57回	利付国庫債券(20年)	1,130,000,000	1,225,778,800	
58回	利付国庫債券(20年)	600,000,000	653,934,000	
60回	利付国庫債券(20年)	590,000,000	632,126,000	

6 1 回	利付国庫債券(20年)	800,000,000	844,264,000	
6 2 回	利付国庫債券(20年)	800,000,000	837,968,000	
6 4 回	利付国庫債券(20年)	600,000,000	665,616,000	
6 5 回	利付国庫債券(20年)	1,100,000,000	1,225,488,000	
6 7 回	利付国庫債券(20年)	870,000,000	973,286,400	
7 0 回	利付国庫債券(20年)	750,000,000	865,905,000	
7 2 回	利付国庫債券(20年)	1,250,000,000	1,426,350,000	
7 3 回	利付国庫債券(20年)	790,000,000	900,173,400	
7 5 回	利付国庫債券(20年)	870,000,000	1,001,544,000	
7 8 回	利付国庫債券(20年)	890,000,000	1,016,264,300	
8 1 回	利付国庫債券(20年)	1,030,000,000	1,188,084,400	
8 3 回	利付国庫債券(20年)	780,000,000	909,417,600	
8 5 回	利付国庫債券(20年)	1,040,000,000	1,217,621,600	
8 8 回	利付国庫債券(20年)	1,200,000,000	1,430,028,000	
9 0 回	利付国庫債券(20年)	1,200,000,000	1,425,780,000	
9 2 回	利付国庫債券(20年)	1,300,000,000	1,539,174,000	
9 3 回	利付国庫債券(20年)	700,000,000	825,447,000	
9 4 回	利付国庫債券(20年)	800,000,000	950,512,000	
9 5 回	利付国庫債券(20年)	1,200,000,000	1,452,864,000	
9 7 回	利付国庫債券(20年)	1,400,000,000	1,689,100,000	
9 9 回	利付国庫債券(20年)	1,400,000,000	1,682,366,000	
1 0 0 回	利付国庫債券(20年)	1,300,000,000	1,580,189,000	
1 0 2 回	利付国庫債券(20年)	1,060,000,000	1,314,453,000	
1 0 5 回	利付国庫債券(20年)	1,300,000,000	1,577,550,000	
1 0 7 回	利付国庫債券(20年)	1,500,000,000	1,825,920,000	
1 0 9 回	利付国庫債券(20年)	1,320,000,000	1,582,970,400	
1 1 1 回	利付国庫債券(20年)	1,170,000,000	1,445,804,100	
1 1 2 回	利付国庫債券(20年)	400,000,000	489,852,000	
1 1 3 回	利付国庫債券(20年)	1,500,000,000	1,842,390,000	
1 1 4 回	利付国庫債券(20年)	1,500,000,000	1,847,640,000	
1 1 6 回	利付国庫債券(20年)	1,140,000,000	1,421,488,800	
1 1 7 回	利付国庫債券(20年)	550,000,000	679,327,000	
1 1 8 回	利付国庫債券(20年)	1,000,000,000	1,226,530,000	
1 1 9 回	利付国庫債券(20年)	900,000,000	1,082,250,000	
1 2 1 回	利付国庫債券(20年)	1,500,000,000	1,826,100,000	
1 2 3 回	利付国庫債券(20年)	1,700,000,000	2,116,687,000	
1 2 5 回	利付国庫債券(20年)	970,000,000	1,223,073,000	
1 2 8 回	利付国庫債券(20年)	700,000,000	857,843,000	
1 2 9 回	利付国庫債券(20年)	700,000,000	848,792,000	
1 3 0 回	利付国庫債券(20年)	1,500,000,000	1,822,425,000	
1 3 2 回	利付国庫債券(20年)	1,260,000,000	1,516,851,000	
1 3 3 回	利付国庫債券(20年)	510,000,000	620,782,200	
1 3 4 回	利付国庫債券(20年)	900,000,000	1,096,695,000	
1 3 5 回	利付国庫債券(20年)	800,000,000	963,984,000	
1 3 7 回	利付国庫債券(20年)	1,130,000,000	1,363,819,600	
1 3 8 回	利付国庫債券(20年)	340,000,000	400,972,200	
1 3 9 回	利付国庫債券(20年)	100,000,000	119,312,000	
1 4 0 回	利付国庫債券(20年)	1,600,000,000	1,935,424,000	
1 4 1 回	利付国庫債券(20年)	1,490,000,000	1,803,749,300	
1 4 2 回	利付国庫債券(20年)	250,000,000	306,417,500	

143回	利付国庫債券(20年)	1,270,000,000	1,521,206,000	
144回	利付国庫債券(20年)	260,000,000	307,673,600	
145回	利付国庫債券(20年)	1,400,000,000	1,699,488,000	
146回	利付国庫債券(20年)	1,400,000,000	1,700,482,000	
147回	利付国庫債券(20年)	1,700,000,000	2,041,819,000	
148回	利付国庫債券(20年)	1,300,000,000	1,543,100,000	
149回	利付国庫債券(20年)	1,670,000,000	1,982,406,900	
150回	利付国庫債券(20年)	1,500,000,000	1,757,100,000	
151回	利付国庫債券(20年)	1,800,000,000	2,050,920,000	
152回	利付国庫債券(20年)	1,300,000,000	1,481,389,000	
153回	利付国庫債券(20年)	1,700,000,000	1,964,979,000	
154回	利付国庫債券(20年)	1,500,000,000	1,708,140,000	
155回	利付国庫債券(20年)	1,600,000,000	1,765,872,000	
156回	利付国庫債券(20年)	1,500,000,000	1,498,740,000	
157回	利付国庫債券(20年)	1,300,000,000	1,250,613,000	
158回	利付国庫債券(20年)	1,500,000,000	1,519,230,000	
159回	利付国庫債券(20年)	1,420,000,000	1,460,484,200	
160回	利付国庫債券(20年)	1,300,000,000	1,357,889,000	
161回	利付国庫債券(20年)	1,140,000,000	1,168,135,200	
162回	利付国庫債券(20年)	1,200,000,000	1,226,688,000	
163回	利付国庫債券(20年)	1,210,000,000	1,234,998,600	
164回	利付国庫債券(20年)	360,000,000	360,000,000	
国債証券 合計		267,270,000,000	293,957,311,600	
地方債証券	680回 東京都公募公債	200,000,000	205,266,000	
	685回 東京都公募公債	500,000,000	512,030,000	
	688回 東京都公募公債	200,000,000	204,436,000	
	697回 東京都公募公債	500,000,000	517,190,000	
	701回 東京都公募公債	700,000,000	723,072,000	
	708回 東京都公募公債	500,000,000	517,990,000	
	720回 東京都公募公債	300,000,000	313,062,000	
	726回 東京都公募公債	400,000,000	415,912,000	
	5回 東京都公募公債 20年	100,000,000	114,191,000	
	9回 東京都公募公債 20年	200,000,000	238,296,000	
	10回 東京都公募公債 20年	300,000,000	356,118,000	
	21年度6回 北海道公募公債	200,000,000	204,332,000	
	22年度12回 北海道公募公債	200,000,000	207,050,000	
	166回 神奈川県公募公債	300,000,000	305,757,000	
	194回 神奈川県公募公債	300,000,000	310,698,000	
	208回 神奈川県公募公債	300,000,000	309,276,000	
	336回 大阪府公募公債	200,000,000	205,622,000	
	345回 大阪府公募公債	300,000,000	309,978,000	
	356回 大阪府公募公債	200,000,000	207,638,000	
	364回 大阪府公募公債	300,000,000	310,173,000	
	374回 大阪府公募公債	300,000,000	314,235,000	
	26年度11回 京都府公募公債	350,000,000	359,639,000	
	26年度17回 兵庫県公募公債	200,000,000	205,250,000	
	1回 兵庫県公募公債(12年)	300,000,000	319,287,000	
	21年度5回 静岡県公募公債	197,000,000	200,951,820	
	22年度8回 静岡県公募公債	200,000,000	204,880,000	
	23年度9回 静岡県公募公債	200,000,000	207,350,000	

1回 静岡県公募公債 20年	100,000,000	115,531,000	
22年度6回 愛知県公募公債	200,000,000	205,280,000	
23年度20回 愛知県公募公債	500,000,000	520,825,000	
25年度4回 愛知県公募公債	300,000,000	312,702,000	
22年度1回 広島県公募公債	200,000,000	205,694,000	
21年度4回 埼玉県公募公債	200,000,000	203,712,000	
23年度2回 埼玉県公募公債	200,000,000	207,232,000	
26年度5回 埼玉県公募公債	400,000,000	414,032,000	
21年度3回 福岡県公募公債	200,000,000	204,186,000	
25年度11回 福岡県公募公債	200,000,000	207,610,000	
21年度6回 千葉県公募公債	200,000,000	204,020,000	
24年度7回 千葉県公募公債	300,000,000	309,993,000	
25年度5回 千葉県公募公債	200,000,000	208,632,000	
80回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	204,902,000	
94回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,375,000	
99回 共同発行市場公募地方債	700,000,000	725,557,000	
106回 共同発行市場公募地方債	300,000,000	310,680,000	
109回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	520,565,000	
111回 共同発行市場公募地方債	700,000,000	725,256,000	
119回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	518,735,000	
121回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	513,580,000	
126回 共同発行市場公募地方債	793,900,000	827,410,519	
127回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	517,830,000	
128回 共同発行市場公募地方債	300,000,000	310,431,000	
137回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	516,095,000	
139回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	515,795,000	
142回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	509,395,000	
144回 共同発行市場公募地方債	400,000,000	411,184,000	
146回 共同発行市場公募地方債	400,000,000	413,664,000	
148回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	517,130,000	
166回 共同発行市場公募地方債	500,000,000	501,980,000	
488回 名古屋市公募公債 10年	450,000,000	465,538,500	
4回 京都市公募公債 20年	100,000,000	120,012,000	
22年度3回 横浜市公募公債	200,000,000	205,546,000	
22年度5回 横浜市公募公債	200,000,000	206,586,000	
23年度4回 横浜市公募公債	450,000,000	466,375,500	
25年度2回 横浜市公募公債	400,000,000	418,012,000	
25年度4回 札幌市公募公債	200,000,000	207,982,000	
2回 川崎市公募公債 15年	100,000,000	103,513,000	
21年度2回 北九州市公募公債	200,000,000	204,530,000	
23年度1回 千葉市公募公債	200,000,000	208,106,000	
地方債証券 合計	22,040,900,000	22,888,894,339	
特殊債券			
26回 高速道路機構債	200,000,000	273,892,000	
96回 高速道路機構債	700,000,000	723,023,000	
116回 高速道路機構債	100,000,000	103,507,000	
9回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	105,741,000	
18回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	300,000,000	322,788,000	

8 2 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	101,869,000	
8 9 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	300,000,000	305,916,000	
1 2 1 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	500,000,000	594,345,000	
1 4 9 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	400,000,000	415,156,000	
1 8 0 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	1,000,000,000	1,036,560,000	
1 8 9 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	500,000,000	514,425,000	
1 9 3 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	500,000,000	523,695,000	
1 9 5 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	330,000,000	346,311,900	
2 4 1 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	500,000,000	515,110,000	
3 0 9 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	800,000,000	803,952,000	
2 8 回 日本道路・機構承継債	400,000,000	542,684,000	
3 回 政保地方公共団体金融機構債券	101,000,000	103,096,760	
5 回 地方公共団体金融機構債券	500,000,000	510,560,000	
8 回 政保地方公共団体金融機構債券	300,000,000	307,152,000	
1 0 回 政保地方公共団体金融機構債券	500,000,000	512,875,000	
1 5 回 政保地方公共団体金融機構債券	200,000,000	204,876,000	
2 0 回 政保地方公共団体金融機構債券	300,000,000	310,344,000	
2 4 回 地方公共団体金融機構債券	300,000,000	310,899,000	
3 6 回 政保地方公共団体金融機構債券	300,000,000	311,607,000	
4 4 回 政保地方公共団体金融機構債券	400,000,000	416,632,000	
5 0 回 政保地方公共団体金融機構債券	500,000,000	524,495,000	
5 6 回 政保地方公共団体金融機構債券	542,000,000	565,707,080	
6 4 回 政保地方公共団体金融機構債券	300,000,000	310,293,000	
3 7 回 住宅金融支援機構債券	300,000,000	305,952,000	
3 9 回 住宅金融支援機構債券	200,000,000	241,596,000	
6 回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	47,424,000	50,215,850	
8 回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	33,374,000	35,342,398	
9 回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	50,010,000	52,982,594	
2 回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	52,866,000	56,355,684	
1 3 回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	20,371,000	21,087,244	
1 4 回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	102,715,000	105,743,038	
4 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	31,134,000	31,354,428	
4 3 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	17,826,000	18,964,368	
4 4 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	68,084,000	72,341,292	
5 1 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	50,484,000	53,384,305	
1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,310,000	90,814,518	
2 9 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	176,220,000	189,369,536	
3 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	309,144,000	328,205,819	

	い第769号 利付商工債	200,000,000	200,374,000	
	い第779号 利付商工債	200,000,000	200,406,000	
	302回 利附信金中金債	300,000,000	300,861,000	
	325回 利附信金中金債	400,000,000	399,112,000	
	55回 鉄道建設運輸施設債	500,000,000	519,000,000	
特殊債券	合計	14,118,962,000	14,890,973,814	
社債券	337回 東京交通債	200,000,000	212,816,000	
	27回 ラボバンク・ネダーランド円貨社債	200,000,000	200,946,000	
	22回 中日本高速道路債券	300,000,000	307,242,000	
	7回 キリンホールディングス社債	100,000,000	102,411,000	
	9回 日本たばこ産業社債	200,000,000	200,640,000	
	41回 住友化学社債	100,000,000	102,337,000	
	19回 三菱ケミカルホールディングス社債	100,000,000	101,486,000	
	6回 JXホールディングス社債	100,000,000	104,559,000	
	8回 プリヂストン社債	200,000,000	200,592,000	
	23回 ジェイ エフ イー ホールディングス社債	100,000,000	99,776,000	
	30回 豊田自動織機社債	200,000,000	199,810,000	
	12回 パナソニック社債	200,000,000	201,186,000	
	13回 パナソニック社債	100,000,000	101,654,000	
	56回 日産自動車社債	100,000,000	100,838,000	
	14回 トヨタ自動車社債	200,000,000	208,380,000	
	16回 トヨタ自動車社債	200,000,000	205,886,000	
	94回 丸紅社債	100,000,000	104,172,000	
	45回 住友商事社債	100,000,000	103,496,000	
	47回 住友商事社債	100,000,000	103,245,000	
	48回 クレディセゾン社債	100,000,000	103,516,000	
	7回 みずほコーポレート銀行劣後社債	100,000,000	102,721,000	
	57回 東京三菱銀行社債	200,000,000	219,090,000	
	7回 東京三菱銀行劣後社債	200,000,000	206,724,000	
	25回 三菱東京UFJ銀行劣後社債	200,000,000	205,904,000	
	28回 三菱東京UFJ銀行劣後社債	200,000,000	207,714,000	
	32回 三菱東京UFJ銀行劣後社債	300,000,000	313,185,000	
	4回 りそな銀行劣後社債	100,000,000	103,111,000	
	6回 りそな銀行劣後社債	100,000,000	103,646,000	
	7回 三菱UFJ信託銀行劣後債	200,000,000	206,130,000	
	9回 三菱UFJ信託銀行劣後債	100,000,000	104,418,000	
	12回 住友信託銀行劣後債	100,000,000	103,084,000	
	10回 三井住友信託銀行社債	200,000,000	204,870,000	
	10回 セブン銀行社債	100,000,000	103,312,000	
	20回 三井住友銀行劣後社債	200,000,000	205,360,000	
	22回 三井住友銀行劣後社債	200,000,000	206,212,000	
	23回 三井住友銀行劣後社債	400,000,000	415,448,000	
	14回 みずほ銀行劣後特約付社債	200,000,000	205,882,000	
	15回 トヨタファイナンス社債	200,000,000	207,938,000	
	47回 日立キャピタル社債	200,000,000	205,958,000	
	164回 オリックス社債	100,000,000	101,341,000	
	14回 大和証券グループ本社社債	100,000,000	102,281,000	

26回	野村ホールディングス社債	100,000,000	103,442,000	
42回	野村ホールディングス社債	200,000,000	204,754,000	
46回	野村ホールディングス社債	200,000,000	200,836,000	
38回	三井不動産社債	200,000,000	205,322,000	
72回	三菱地所社債	100,000,000	113,102,000	
96回	三菱地所社債	200,000,000	203,808,000	
87回	住友不動産社債	100,000,000	101,247,000	
15回	東日本旅客鉄道社債	300,000,000	318,714,000	
19回	東日本旅客鉄道社債	100,000,000	108,895,000	
21回	東日本旅客鉄道社債	100,000,000	108,667,000	
39回	東日本旅客鉄道社債	300,000,000	340,911,000	
42回	東日本旅客鉄道社債	200,000,000	229,094,000	
9回	西日本旅客鉄道社債	200,000,000	217,510,000	
10回	西日本旅客鉄道社債	300,000,000	331,509,000	
5回	東海旅客鉄道社債	100,000,000	104,662,000	
6回	東海旅客鉄道社債	100,000,000	108,948,000	
11回	東海旅客鉄道社債	300,000,000	315,081,000	
13回	東海旅客鉄道社債	200,000,000	221,618,000	
14回	東海旅客鉄道社債	100,000,000	112,327,000	
4回	東京地下鉄社債	120,000,000	141,529,200	
60回	日本電信電話社債	300,000,000	309,480,000	
496回	中部電力社債	500,000,000	513,725,000	
518回	中部電力社債	200,000,000	200,236,000	
377回	中国電力社債	400,000,000	419,356,000	
379回	中国電力社債	300,000,000	304,674,000	
260回	北陸電力社債	100,000,000	104,818,000	
301回	北陸電力社債	100,000,000	104,824,000	
307回	北陸電力社債	100,000,000	106,003,000	
471回	東北電力社債	400,000,000	420,776,000	
473回	東北電力社債	300,000,000	304,506,000	
253回	四国電力社債	200,000,000	208,394,000	
423回	九州電力社債	200,000,000	202,720,000	
424回	九州電力社債	200,000,000	210,840,000	
426回	九州電力社債	400,000,000	418,352,000	
320回	北海道電力社債	200,000,000	202,980,000	
321回	北海道電力社債	161,000,000	167,119,610	
340回	北海道電力社債	300,000,000	301,962,000	
13回	電源開発社債	200,000,000	224,848,000	
38回	電源開発社債	300,000,000	312,558,000	
23回	東京瓦斯社債	300,000,000	314,097,000	
18回	大阪ガス社債	100,000,000	106,474,000	
27回	NTTデータ社債	100,000,000	103,676,000	
社債券	合計	15,581,000,000	16,253,711,810	
合計		319,010,862,000	347,990,891,563	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「DIAMマルチカレンシーファンド（JPY）クラスF」は、「DIAM高金利通貨ファンド」が投資対象とする外国投資信託受益証券です。

DIAMマルチカレンシーファンド（JPY）クラスFはルクセンブルグ籍外国投資信託受益証券です。

2016年12月31日に会計期間が終了し、現地の公認会計士による財務諸表監査を受けて完了しています。以下の「純資産計算書」、「財務諸表に対する注記」及び「組み入れ投資有価証券明細」は、2016年12月31日現在の財務諸表の原文の一部を抜粋・翻訳したものです。

純資産計算書

2016年12月31日現在

（日本円で表示）

		DIAMマルチカレンシーファンド (JPY)	
	注記		日本円
資産			
投資有価証券、時価	2.3		406,948,486
投資有価証券、原価			383,644,846
銀行預金			194,464,927
未収債券利息	2.8		2,305,865
為替先渡契約に係る未実現利益	2.7,12		3,212,375
資産合計			606,931,653
負債			
未払投資運用報酬、運用会社報酬およびAIFM報酬			827,139
為替先渡契約に係る未実現損失	2.7,12		1,101,322
未払管理手数料			188,651
未払専門家報酬			510,699
未払保管手数料			89,499
未払取引手数料			39,000
未払年次税（“Taxe d'abonnement”）			15,098
その他の未払金			243,392
負債合計			3,014,800
純資産			603,916,853
発行済ユニット数			
クラスF			168,918
1ユニット当たり純資産価値			
クラスF	日本円		3,575

財務諸表に対する注記

2016年12月31日現在

*訳者注 財務諸表に対する注記は原文の一部を抜粋・翻訳したものです。

注記2 - 重要な会計方針

2.1 財務諸表の表示

当財務諸表は、共同投資のための事業体に関するルクセンブルグの法律と規制に準拠して表示されている。

2.2 財務諸表

財務諸表は日本円で表示されている。日本円以外で作成された財務諸表は期末の為替レートで換算されている。

2.3 投資有価証券

証券取引所に上場している有価証券またはその他の規制市場で取引されている有価証券は、かかる証券取引所または市場での直近の終値で評価されている。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場している場合は、かかる有価証券の主要な市場を構成する証券取引所または市場での直近の終値で決定される。

証券取引所に上場していない有価証券またはその他の規制市場で取引されていない有価証券は、直近の入手可能な市場価格で評価される。

上述の価格が公正な市場価値を表さない有価証券は、合理的に予想可能な売却価格に基づき、慎重かつ誠実に評価される。

残存期間が12か月未満の短期金融市場有価証券の価値は、その市場価値であるものとみなされる。ただし、かかる市場価値が入手不可能であるか、または市場価値を表しておらず、当該有価証券が市場価値に近似する償却原価法で評価されている場合を除く。

ポートフォリオがその総資産のほとんどすべてを投資することを容認されている共同投資ファンドの株式またはユニットを含む、オープンエンド型投資ファンドの株式またはユニットは、直近で入手可能な算出された純資産価値で評価される。

2.4 投資有価証券の実現損益

証券取引および関連する投資収益は取引日を基準に計上される。（すなわち、売買注文が実行される日）投資有価証券の売却による実現損益は平均原価法で決定される。

2.5 外貨換算

ポートフォリオの通貨以外の通貨建ての資産および負債は、期末の為替レートでポートフォリオの通貨に換算される。

ポートフォリオの通貨以外の通貨建ての利益および費用は、取引日の為替レートでポートフォリオの通貨に換算される。

日本円以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、購入日の為替レートで換算される。

2.6 設定費

設定費は5年間で償却される。

2.7 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期までの残存期間に応じて、期末現在で適用される先物レートで評価される。

2.8 収入の認識

分配金は分配原資から源泉徴収税を控除した純額で表示され、分配落ち日に収入として計上される。受取利息は発生主義に基づいて計上されている。

注記3 - 2016年12月31日現在の為替レート

2016年12月31日現在の為替レートは以下の通りである。

オーストラリア・ドル/日本円	=	84.45540	オーストラリア・ドル/アメリカ・ドル	=	0.7241
ブラジル・レアル/日本円	=	35.83587	ユーロ/アメリカ・ドル	=	1.05475
ユーロ/日本円	=	123.02077	香港・ドル/アメリカ・ドル	=	0.12898
イギリス・ポンド/日本円	=	144.12004	インドネシア・ルピア/アメリカ・ドル	=	0.00007
ハンガリー・フォリント/日本円	=	0.39830	インド・ルピー/アメリカ・ドル	=	0.014734
インド・ルピー/日本円	=	1.71851	日本円/アメリカ・ドル	=	0.008574
イスラエル・シケル/日本円	=	1.03253	韓国・ウォン/アメリカ・ドル	=	0.000828
メキシコ・ペソ/日本円	=	5.66148	マレーシア・リングgit/アメリカ・ドル	=	0.222916
ニュージーランド・ドル/日本円	=	81.32959	フィリピン・ペソ/アメリカ・ドル	=	0.020116
ルーマニア・レイ/日本円	=	27.08222	シンガポール・ドル/アメリカ・ドル	=	0.692185
トルコ・リラ/日本円	=	33.15755	タイ・バーツ/アメリカ・ドル	=	0.027925
アメリカ・ドル/日本円	=	116.63500	台湾・ドル/アメリカ・ドル	=	0.031028
南アフリカ・ランド/日本円	=	8.52907			

注記12 - 為替先渡契約

2016年12月31日現在、D I A Mマルチカレンシーファンド(J P Y)において、為替先渡契約に係る未実現利益は2,111,053円である。

2016年12月31日現在、ゴールドマン・サックス・インターナショナルとの為替先渡契約の残高は以下の通りである。

通貨	購入金額	通貨	売却金額	満期日	未実現利益/(損失) (日本円)
南アフリカ・ランド	6,000,000	日本円	50,064,000	2017/1/13	967,491
ブラジル・レアル	1,600,000	日本円	54,859,520	2017/1/13	2,244,884
				合計	3,212,375
ルーマニア・レイ	300,000	日本円	8,163,000	2017/1/13	(40,006)
メキシコ・ペソ	5,500,000	日本円	31,406,100	2017/1/13	(334,818)
トルコ・リラ	950,000	日本円	31,614,100	2017/1/13	(220,485)
インド・ルピー	30,000,000	日本円	51,945,000	2017/1/13	(506,013)
				合計	(1,101,322)
				純利益	2,111,053

組み入れ投資有価証券明細

2016年12月31日現在

(日本円で表示)

額面	銘柄	通貨	取得原価	評価額	純資産価値に 対する比率
			日本円	日本円	%
公認の証券取引所に上場されている、もしくはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券					
債券					
オーストラリア					
900 000	AUSTRALIA (COMMONWEALTH OF) BDS 6.000% 04-15/2/17	AUD	72 776 129	76 240 173	12.62
	オーストラリア小計		72 776 129	76 240 173	12.62
カナダ					
500 000	CANADA (GOVT OF) BDS 0.875% 12-14/2/17	USD	50 934 246	58 170 540	9.63
	カナダ小計		50 934 246	58 170 540	9.63
ドイツ					
300 000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU BDS 0.750% 14-17/3/17	USD	32 022 824	34 969 506	5.79
	ドイツ小計		32 022 824	34 969 506	5.79
オランダ					
270 000	DEUTSCHE BAHN FINANCE BV BDS 1.375% 12-30/10/17	GBP	37 141 742	39 208 145	6.49
	オランダ小計		37 141 742	39 208 145	6.49
国際機関					
400 000	INTERNATIONAL FINANCE CORP BDS 1.000% 12-24/4/17	USD	41 475 786	46 654 000	7.73
50 000 000	NORDIC INVESTMENT BANK BDS 1.700% 07-27/4/17	JPY	50 455 000	50 286 950	8.33
	国際機関小計		91 930 786	96 940 950	16.06
	債券合計		284 805 727	305 529 314	50.59
コマーシャルペーパー					
フランス					
300 000	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL (GBP) CP 10/02/17	GBP	40 350 285	43 223 905	7.16
	フランス小計		40 350 285	43 223 905	7.16
イギリス					
500 000	TORONTO DOMINION BANK LDN CP USD 20/03/17	USD	58 488 834	58 195 267	9.64
	イギリス小計		58 488 834	58 195 267	9.64
	コマーシャルペーパー合計		98 839 119	101 419 172	16.80
	投資有価証券合計		383 644 846	406 948 486	67.39

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成30年4月27日現在

資産総額	510,840,015円
負債総額	2,910,545円
純資産総額(-)	507,929,470円
発行済数量	1,572,410,043口
1口当たり純資産額(/)	0.3230円

(参考)

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成30年4月27日現在

資産総額	352,601,388,328円
負債総額	7,577,610,000円
純資産総額(-)	345,023,778,328円
発行済数量	267,688,380,757口
1口当たり純資産額(/)	1.2889円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(平成30年4月27日現在)

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構(平成30年4月27日現在)

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

平成30年4月27日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	38	1,176,800,622,980
追加型株式投資信託	846	12,687,192,173,919
単位型公社債投資信託	53	203,165,104,513
単位型株式投資信託	143	896,110,306,509
合計	1,080	14,963,268,207,921

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第33期事業年度（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	27,972,477	49,071,217
金銭の信託	12,366,219	12,083,824
有価証券	297,560	-
未収委託者報酬	10,164,041	11,769,015
未収運用受託報酬	7,250,239	4,574,225
未収投資助言報酬	316,414	341,689
未収収益	52,278	59,526
前払費用	533,411	569,431
繰延税金資産	678,104	842,996
その他	445,717	427,238
流動資産計	60,076,462	79,739,165
固定資産		
有形固定資産	1,900,343	1,643,826
建物	1 1,243,812	1 1,156,953
器具備品	1 656,235	1 476,504
建設仮勘定	295	10,368
無形固定資産	1,614,084	1,934,700
商標権	5	-
ソフトウェア	1,511,558	1,026,319
ソフトウェア仮勘定	98,483	904,389
電話加入権	3,934	3,931
電信電話専用施設利用権	103	60
投資その他の資産	10,055,336	7,427,316
投資有価証券	3,265,786	1,721,433
関係会社株式	3,306,296	3,229,196
長期差入保証金	1,800,827	1,518,725
前払年金費用	686,322	-
繰延税金資産	893,887	856,537
その他	102,215	101,425
固定資産計	13,569,764	11,005,844
資産合計	73,646,227	90,745,010

（単位：千円）

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	1,169,128	1,003,550
未払金	4,745,195	5,081,728
未払収益分配金	1,027	1,031
未払償還金	57,332	57,275
未払手数料	4,062,695	4,629,133
その他未払金	624,140	394,288
未払費用	7,030,589	7,711,038
未払法人税等	1,915,556	5,153,972
未払消費税等	891,476	1,660,259
賞与引当金	1,432,264	1,393,911
役員賞与引当金	27,495	49,986
本社移転費用引当金	-	156,587
流動負債計	17,211,706	22,211,034
固定負債		
退職給付引当金	1,305,273	1,637,133
時効後支払損引当金	216,466	199,026
本社移転費用引当金	942,315	-
固定負債計	2,464,055	1,836,160
負債合計	19,675,761	24,047,195
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	31,899,643	44,349,855
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	31,776,350	44,226,562
別途積立金	24,580,000	24,580,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	6,696,350	19,146,562
株主資本計	53,452,601	65,902,812
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	517,864	795,002
評価・換算差額等計	517,864	795,002
純資産合計	53,970,465	66,697,815
負債・純資産合計	73,646,227	90,745,010

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	56,355,754		84,705,447	
運用受託報酬	12,834,241		19,124,427	
投資助言報酬	1,002,482		1,217,672	
その他営業収益	378,715		117,586	
営業収益計		70,571,194		105,165,133
営業費用				
支払手数料	24,957,038		37,242,284	
広告宣伝費	838,356		379,873	
公告費	991		1,485	
調査費	15,105,578		23,944,438	
調査費	7,780,474		10,677,166	
委託調査費	7,325,104		13,267,272	
委託計算費	891,379		1,073,938	
営業雑経費	1,102,921		1,215,963	
通信費	51,523		48,704	
印刷費	926,453		947,411	
協会費	37,471		64,331	
諸会費	74		22,412	
支払販売手数料	87,399		133,104	
営業費用計		42,896,265		63,857,984
一般管理費				
給料	8,517,089		11,304,873	
役員報酬	220,145		189,022	
給料・手当	7,485,027		9,565,921	
賞与	811,916		1,549,929	
交際費	66,813		58,863	
寄付金	13,467		5,150	
旅費交通費	297,237		395,605	
租税公課	430,779		625,498	
不動産賃借料	1,961,686		1,534,255	
退職給付費用	358,960		595,876	
固定資産減価償却費	825,593		1,226,472	
福利厚生費	39,792		49,797	
修繕費	27,435		4,620	
賞与引当金繰入額	1,432,264		1,393,911	
役員賞与引当金繰入額	27,495		49,986	
役員退職慰労金	63,072		-	
機器リース料	210		148	
事務委託費	1,530,113		3,037,804	
事務用消耗品費	127,265		144,804	
器具備品費	271,658		5,253	
諸経費	129,981		149,850	
一般管理費計		16,120,918		20,582,772
営業利益		11,554,010		20,724,376

（単位：千円）

	第32期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）		第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）	
営業外収益				
受取利息		537		1,430
受取配当金		51,036		74,278
時効成立分配金・償還金		103		256
為替差益		7,025		8,530
投資信託解約益		2		236,398
投資信託償還益		-		93,177
雑収入	1	18,213	1	10,306
時効後支払損引当金戻入額		-		17,429
営業外収益計		76,918		441,807
営業外費用				
投資信託解約損		31,945		4,138
投資信託償還損		47,201		17,065
金銭の信託運用損		552,635		99,303
時効成立後支払分配金・償還金		39		-
時効後支払損引当金繰入額		209,210		-
営業外費用計		841,031		120,507
経常利益		10,789,897		21,045,676
特別利益				
固定資産売却益	2	2,348	2	1
投資有価証券売却益		-		479,323
関係会社株式売却益	1	-	1	1,492,680
貸倒引当金戻入益		8,883		-
訴訟損失引当金戻入益		21,677		-
本社移転費用引当金戻入額		-		138,294
その他特別利益		746		350
特別利益計		33,655		2,110,649
特別損失				
固定資産除却損	3	23,600	3	36,992
固定資産売却損	4	10,323	4	134
投資有価証券評価損		12,085		-
ゴルフ会員権評価損		4,832		-
訴訟和解金		30,000		-
本社移転費用	5	1,511,622	5	-
退職給付制度終了損		-		690,899
システム移行損失		-		76,007
その他特別損失		-		50
特別損失計		1,592,463		804,083
税引前当期純利益		9,231,089		22,352,243
法人税、住民税及び事業税		2,965,061		6,951,863
法人税等調整額		177,275		249,832
法人税等合計		2,787,786		6,702,031
当期純利益		6,443,302		15,650,211

（３）【株主資本等変動計算書】

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	-	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047
当期変動額									
剰余金の配当									2,544,000
別途積立金の 積立						2,550,000			2,550,000
当期純利益									6,443,302
合併による 増加			17,124,479	17,124,479					
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	17,124,479	17,124,479	-	2,550,000	-	-	1,349,302
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	28,000,340	32,428,818	153,956	153,956	32,582,775
当期変動額					
剰余金の配当	2,544,000	2,544,000			2,544,000
別途積立金の 積立	-	-			-
当期純利益	6,443,302	6,443,302			6,443,302
合併による 増加		17,124,479			17,124,479
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)			-	363,907	363,907
当期変動額合計	3,899,302	21,023,782	363,907	363,907	21,387,689
当期末残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剰余金の配当									3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当期変動額					
剰余金の配当	3,200,000	3,200,000			3,200,000
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)		-	277,137	277,137	277,137
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

会計上の見積りの変更

第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

当社は、当事業年度においてシステム統合計画を決定したことに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度末の減価償却費が413,260千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

追加情報

第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

当社は、平成29年10月1日付で確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 平成19年2月7日)を適用し、確定給付年金制度の終了の処理を行いました。

本移行に伴う影響額は、特別損失に退職給付制度終了損として690,899千円を計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
建物	53,098	140,580
器具備品	734,064	847,466

(損益計算書関係)

1. 関係会社に対する事項

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
雑収入	8,183	-
関係会社株式売却益	-	1,492,680

2. 固定資産売却益の内訳

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
建物	546	-
車両運搬具	696	-
器具備品	1,104	1

3. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
建物	-	298
器具備品	4,727	8,217
ソフトウェア	2,821	28,472
電話加入権	16,052	3

4. 固定資産売却損の内訳

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
建物	543	-
器具備品	9,779	134

5. 本社移転費用の内訳

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
本社移転費用引当金繰入額	942,315	-
旧日本社不動産賃借料	418,583	-
賃貸借契約解約損	150,723	-

(株主資本等変動計算書関係)

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	490	-	24,490
A種種類株式	-	15,510	-	15,510
合計	24,000	16,000	-	40,000

(注) 普通株式及びA種種類株式の発行済株式総数の増加は、当社統合に伴う新株の発行による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
	A種種類株式					

第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成30年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	12,520,000	313,000	平成30年3月31日	平成30年6月21日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引及び株価指数先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第32期（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	27,972,477	27,972,477	-
(2) 金銭の信託	12,366,219	12,366,219	-
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	10,164,041	-
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	7,250,239	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,225,878	3,225,878	-
資産計	60,978,855	60,978,855	-
(1) 未払手数料	4,062,695	4,062,695	-
負債計	4,062,695	4,062,695	-

第33期(平成30年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	49,071,217	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	12,083,824	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,448,968	1,448,968	-
資産計	78,947,251	78,947,251	-
(1) 未払手数料	4,629,133	4,629,133	-
負債計	4,629,133	4,629,133	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
非上場株式	337,468	272,464
関係会社株式	3,306,296	3,229,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期(平成29年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	27,972,477	-	-	-
(2) 金銭の信託	12,366,219	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	10,164,041	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	7,250,239	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	297,560	320,736	888,110	12,660

第33期(平成30年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	-	-	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	3,995	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第32期の貸借対照表計上額3,306,296千円、第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第32期(平成29年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	609,710	146,101	463,608
投資信託	2,384,278	2,091,387	292,891
小計	2,993,988	2,237,489	756,499
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	231,889	241,951	10,061
小計	231,889	241,951	10,061
合計	3,225,878	2,479,440	746,438

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額337,468千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第33期(平成30年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,267,157	146,101	1,121,055
投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,995	4,000	4
小計	3,995	4,000	4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額272,464千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	717,905	2	79,146

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	544,326	479,323	-
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

4. 減損処理を行った有価証券

第32期において、有価証券について12,085千円(その他有価証券)減損処理を行っております。

第33期において、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は平成29年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとともに、退職一時金制度を改定しました。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第32期	第33期
	(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,086,550	2,718,372
勤務費用	189,127	269,128
利息費用	10,905	7,523
数理計算上の差異の発生額	89,303	61,792
退職給付の支払額	144,062	111,758
合併による増加	1,486,547	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	-	1,316,796
退職一時金制度改定に伴う増加額	-	526,345
退職給付債務の期末残高	2,718,372	2,154,607

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第32期	第33期
	(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	-	1,363,437
期待運用収益	16,033	17,042
数理計算上の差異の発生額	1,894	-
事業主からの拠出額	37,402	36,672
退職給付の支払額	28,876	-
合併による増加	1,336,984	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	-	1,417,152
年金資産の期末残高	1,363,437	-

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(千円)

	第32期	第33期
	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	1,275,346	-
年金資産	1,363,437	-
	88,090	-
非積立型制度の退職給付債務	1,443,026	2,154,607
未積立退職給付債務	1,354,935	2,154,607
未認識数理計算上の差異	430,203	204,636
未認識過去勤務費用	4,852	312,836
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919,879	1,637,133
退職給付引当金	1,245,019	1,637,133
前払年金費用	325,140	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919,879	1,637,133

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
勤務費用	189,127	269,128
利息費用	10,905	7,523
期待運用収益	16,033	17,042
数理計算上の差異の費用処理額	78,229	88,417
過去勤務費用の費用処理額	4,852	39,611
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	-	70,560
その他	7,498	1,620
確定給付制度に係る退職給付費用	274,580	456,577
制度移行に伴う損失(注)	-	690,899

(注) 特別損失に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
株式	31.5%	-
債券	29.0%	-
共同運用資産	24.1%	-
生命保険一般勘定	10.5%	-
現金及び預金	4.6%	-
合計	100.0%	-

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
割引率	0.02% ~ 1.09%	0.09%
長期期待運用収益率	2.50%	-
予想昇給率	1.00% ~ 8.73%	1.00% ~ 4.42%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	-	300,927
退職給付費用	22,562	53,156
退職給付の支払額	-	-
制度への拠出額	36,177	35,640
合併による増加	287,313	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	-	391,600
退職一時金制度改定に伴う振替額	-	108,189
退職給付引当金の期末残高	300,927	-

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	789,261	-
年金資産	1,150,443	-
	361,181	-
非積立型制度の退職給付債務	60,254	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	300,927	-
退職給付引当金	60,254	-
前払年金費用	361,181	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	300,927	-

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 22,562千円 当事業年度53,156千円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度61,817千円、当事業年度86,141千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	124,081	290,493
未払事業所税	11,054	11,683
賞与引当金	441,996	426,815
未払法定福利費	84,152	81,186
資産除去債務	86,421	90,524
減価償却超過額(一括償却資産)	10,666	11,331
減価償却超過額	116,920	176,791
繰延資産償却超過額(税法上)	32,949	34,977
退職給付引当金	399,808	501,290
時効後支払損引当金	66,282	60,941
ゴルフ会員権評価損	14,295	13,173
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	69,683	28,976
未払給与	12,344	9,186
本社移転費用引当金	289,865	47,947
その他	14,309	29,193
繰延税金資産小計	1,941,573	1,981,254
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,941,573	1,981,254
繰延税金負債		
前払年金費用	210,151	-
その他有価証券評価差額金	159,429	281,720
繰延税金負債合計	369,581	281,720

繰延税金資産の純額

1,571,992

1,699,533

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社(以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4社」という)間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

平成28年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率	50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率	20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率	70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224,837千円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却	

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	- 千円
固定資産	114,270,495千円
資産合計	114,270,495千円
流動負債	- 千円
固定負債	13,059,836千円
負債合計	13,059,836千円
純資産	101,210,659千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額70,507,975千円及び顧客関連資産の金額45,200,838千円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	- 千円
営業利益	9,012,128千円
経常利益	9,012,128千円
税引前当期純利益	9,012,128千円
当期純利益	7,419,617千円
1株当たり当期純利益	185,490円43銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額3,811,241千円及び顧客関連資産の償却額5,233,360千円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）及び第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

該当はありません。

第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

該当はありません。

第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第32期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手 数料	4,530,351	未払 手数料	767,732
	資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500 億円	資産管理 等	-	-	当社信託財産の運用	信託元本の 払戻(純 額) 信託報酬の 支払	100,000 7,080	金銭の 信託	12,366,219
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手 数料	5,061,766	未払 手数料	1,166,212
	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	2,473 億円	信託銀行 業	-	-	投資一任契約の締結	運用受託報 酬の受取	2,520,431	未収運 用受託 報酬	2,722,066

第33期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,470,802	未払 手数料	894,336
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,079,083	未払 手数料	1,549,208

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。
- (注3) 運用受託報酬は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

(1株当たり情報)

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	1,349,261円64銭	1,667,445円37銭
1株当たり当期純利益金額	201,491円22銭	391,255円29銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
当期純利益金額	6,443,302千円	15,650,211千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	6,443,302千円	15,650,211千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	31,978株	40,000株
(うち普通株式)	(24,244株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(7,734株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成30年3月23日に臨時株主総会が開催され、定款の変更を行うことについて決議されました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成29年3月末日現在 247,369百万円

c. 事業の内容

日本において銀行業務および信託銀行業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
株式会社ジャパネット銀行	37,250	日本において銀行業務を営んでおります。
ソニー銀行株式会社	31,000	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
高木証券株式会社	11,069	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
立花証券株式会社	6,695	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
東洋証券株式会社(1)	13,494	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社証券ジャパン	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
ばんせい証券株式会社	1,558	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
フィデリティ証券株式会社	8,157	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
リテラ・クリア証券株式会社	3,794	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
水戸証券株式会社	12,272	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は平成29年3月末日現在

(1) 新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱いおよび販売
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等にロゴ・マークや図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。また目論見書には「目論見書の使用開始日」、「委託会社の金融商品取引業者登録番号」、「金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨」、「投資信託の取引はクーリングオフ適用外である旨」、「請求目論見書の内容やその照会先と請求方法」、「信託財産の管理方法」、「投資信託運用による損益は全て投資家に帰属する旨」、「投資信託の元本は保証されていない旨」等を記載することがあります。
- (2) 目論見書には有価証券届出書の第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し記載することがあります。第二部「ファンド情報」第1 ファンドの状況 5 運用状況には、参考情報として 基準価額・純資産の推移 分配の推移 主要な資産の状況 年間収益率の推移等（ベンチマークを含む）を記載することがあります。（表示されるデータは適宜更新されます。）
- (3) 請求目論見書の巻末に用語説明を掲載する場合があります。
なお、請求目論見書の巻末に信託約款を掲載し参照することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。
- (4) ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載に従い記載することがあります。
- (5) 交付目論見書の「お申込みメモ」に以下の内容を記載することがあります。
基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
もしくは、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月8日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM高金利通貨ファンドの平成29年10月12日から平成30年4月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM高金利通貨ファンドの平成30年4月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

ファンドの平成29年10月11日をもって終了した前特定期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成29年12月6日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。